

別添 1

高速自動車国道北海道縦貫自動車道
函館名寄線等に関する協定

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙１－１、別紙１－２、別紙１－４から別紙１－６、別紙１－９から別紙１－１２、別紙１－１５から別紙１－１７、別紙１－１９から別紙１－２１、別紙１－２６、別紙１－２７、別紙１－２９から別紙１－３４、別紙１－３６から別紙１－４０、別紙１－４２、別紙１－４３、別紙１－４５から別紙１－４８、別紙１－５４、別紙１－５６から別紙１－６１、別紙１－６４、別紙１－６５、別紙１－６７から別紙１－６９、別紙１－７３、別紙１－７５から別紙１－８０、別紙１－８４から別紙１－８６、別紙１－９０から別紙１－９２、別紙１－９５、別紙１－９６、別紙１－９８、別紙１－９９、別紙１－１０１、別紙１－１０３、別紙１－１０４、別紙１－１０６から別紙１－１０８、別紙１－１１０、別紙１－１１１、別紙１－１３０、別紙１－１４４、別紙１－１４６、別紙１－１４８から別紙１－１６２を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(北海道茅部郡森町字赤井川から北海道二海郡八雲町東野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道茅部郡森町字赤井川 から
 北海道二世郡八雲町東野 まで

(ロ) 延 長 29.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道茅部郡森町字赤井川 から 北海道二世郡八雲町東野 まで	100	29.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道茅部郡森町字赤井川 から 北海道二世郡八雲町東野 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道縦貫自動車道	北海道茅部郡 森町字赤井川	平面接続	本線 (新直轄)
道道大沼インター線	北海道茅部郡 森町字赤井川	平面接続	大沼公園インターチェンジ
道道森インター線	北海道茅部郡 森町字森川町	立体接続	森インターチェンジ
道道落部インター線	北海道二世郡 八雲町東野	立体接続	落部インターチェンジ

(4) 工事予算

68, 340 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 11 月 26 日 (森～落部間供用開始)

平成 24 年 11 月 10 日 (大沼公園～森間供用開始)

平成 27 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

44, 996 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 44, 569 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(北海道二世郡八雲町東野から北海道二世郡八雲町立岩まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道二世郡八雲町東野 から
 北海道二世郡八雲町立岩 まで

(ロ) 延 長 16.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道二世郡八雲町東野	から	100	16.0	
北海道二世郡八雲町立岩	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道二海郡八雲町東野 から 北海道二海郡八雲町立岩 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道落部インター線	北海道二世郡 八雲町東野	立体接続	落部インターチェンジ
一般国道277号	北海道二世郡 八雲町立岩	立体接続	八雲インターチェンジ

(4) 工事予算

31, 105 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	12 月	4 日	
②工事の完成年月日	平成	21 年	10 月	10 日	(供用開始)
	平成	25 年	3 月	31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7, 075 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7, 075 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 6, 795 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道余市郡余市町登町 から
 北海道小樽市新光町 まで

(ロ) 延 長 23.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	100	23.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ(仮称)
道道小樽西インター線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽西インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

108, 528 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18 年 | 4 月 | 19 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

125, 858 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 120, 611 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道夕張市紅葉山から北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道夕張市紅葉山 から
 北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野 まで

(ロ) 延 長 34.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道夕張市紅葉山	から	100	34.5	
北海道勇払郡占冠村 字シムカプ原野	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道夕張市紅葉山 から 北海道勇払郡占冠村 字シムカブ原野 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道274号	北海道夕張市 紅葉山	立体接続	夕張インターチェンジ
道道穂別インター線	北海道勇払郡 むかわ町穂別	立体接続	むかわ穂別インターチェンジ
道道占冠インター線	北海道勇払郡 占冠村字シムカプ原野	立体接続	占冠インターチェンジ

(4) 工事予算

136, 699 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|------|------|------|-------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11 年 | 1 月 | 8 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 22 年 | 10 月 | 8 日 | (夕張ICランプ切替) |
| | 平成 | 23 年 | 10 月 | 29 日 | (供用開始) |
| | 平成 | 28 年 | 3 月 | 31 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

139, 775 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 139, 775 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野から北海道勇払郡占冠村字上トマムまで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野 から
 北海道勇払郡占冠村字上トママ まで

(ロ) 延 長 26.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村 字シムカプ原野 から 北海道勇払郡占冠村字上トママ まで	100	26.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道勇払郡占冠村 字シムカプ原野 から 北海道勇払郡占冠村字上トママ まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道占冠インター線	北海道勇払郡 占冠村字シムカプ原野	立体接続	占冠インターチェンジ
道道夕張新得線	北海道勇払郡 占冠村字上トマム	立体接続	トマムインターチェンジ

(4) 工事予算

52, 767 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 11 年 1 月 8 日	
②工事の完成年月日	平成 21 年 10 月 24 日	(供用開始)
	平成 25 年 3 月 31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

53, 293 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53, 293 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 52, 606 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県東置賜郡高畠町大字深沼 から
 山形県上山市金瓶 まで

(ロ) 延 長 24.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	から	100	24.4	
山形県上山市金瓶	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼 から 山形県上山市金瓶 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市藤吾	立体接続	上山インターチェンジ(仮称)
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4) 工事予算

110,455 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

126, 137 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 121, 142 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県双葉郡富岡町大字上手岡から福島県相馬市粟津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県双葉郡富岡町大字上手岡 から
 福島県相馬市粟津 まで

(ロ) 延 長 47.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	から	100	47.1	
福島県相馬市 粟津	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 粟津 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 小野富岡線	福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	立体接続	常磐富岡インターチェンジ
一般国道114号	福島県双葉郡 浪江町大字室原	立体接続	浪江インターチェンジ
県道 原町川俣線	福島県南相馬市 原町区	立体接続	南相馬インターチェンジ
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ

(4) 工事予算

102, 155 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日
②工事の完成予定年月日 平成 24 年 4 月 8 日 (南相馬～相馬供用開始)

 平成 27 年 4 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

93, 138 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 90, 824 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬市粟津から福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬市栗津 から
 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 まで

(ロ) 延 長 8.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市 栗津	から	100	8.5	
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬市 栗津 から 福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ

(4) 工事予算

23, 082 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24, 400 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 23, 244 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺から宮城県亘理郡山元町大平まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 から
 宮城県亘理郡山元町大平 まで

(ロ) 延 長 14.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	から	100	14.8	
宮城県亘理郡 山元町大平	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 から 宮城県亘理郡 山元町大平 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ
一般国道6号	宮城県亘理郡 山元町大平	立体接続	山元インターチェンジ

(4) 工事予算

47, 439 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
②工事の完成予定年月日 平成 26 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

53, 670 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 51, 005 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県松戸市三矢小台二丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県三郷市鷹野三丁目 から
千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで

(ロ) 延 長 5.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	80	5.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 鷹野三丁目	立体接続	三郷南インターチェンジ
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

132, 940 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	12 年	1 月	12 日
②工事の完成予定年月日	平成	30 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

128, 500 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 120, 721 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉縣市川市高谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県松戸市三矢小台二丁目 から
 千葉県市川市高谷 まで

(ロ) 延 長 10.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目	から	80	10.1	
千葉県市川市高谷	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 国分	立体接続	市川北インターチェンジ(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 平田	立体接続	市川南インターチェンジ(仮称)
一般国道14号 (京葉道路)	千葉縣市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷インターチェンジ(仮称)
県道高速湾岸線	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション(仮称)
東関東自動車道	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

769, 180 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 13 日 (京葉JCT施工に伴う京葉道路切替)

平成 30 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

733, 230 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 676, 539 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県鉾田市飯名 から
 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで

(ロ) 延 長 8.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県鉾田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 100 大字鳥羽田 まで 8.8			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道小川鉾田線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ(仮称)
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡 茨城町大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ

(4) 工事予算

24, 688 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11 年 | 1 月 | 8 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30, 122 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27, 697 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(群馬県伊勢崎市三和町から群馬県太田市東今泉町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 群馬県伊勢崎市三和町 から
 群馬県太田市東今泉町 まで

(ロ) 延 長 16.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
群馬県伊勢崎市三和町 から 群馬県太田市東今泉町 まで	100	16.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
群馬県伊勢崎市三和町 から 群馬県太田市東今泉町 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	群馬県伊勢崎市 三和町	立体接続	伊勢崎インターチェンジ
一般県道大原境三ツ木線	群馬県太田市 大原町	立体接続	太田藪塚インターチェンジ
一般国道122号	群馬県太田市 東今泉町	立体接続	太田桐生インターチェンジ

(4) 工事予算

82, 466 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 1 月 20 日	
②工事の完成年月日	平成 19 年 12 月 5 日	(伊勢崎ICランプ切替)
	平成 20 年 3 月 8 日	(供用開始)
	平成 25 年 12 月 27 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29, 807 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 807 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(群馬県太田市東今泉町から栃木県足利市菅田町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 群馬県太田市東今泉町 から
 栃木県足利市菅田町 まで

(ロ) 延 長 10.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
群馬県太田市東今泉町 から 栃木県足利市菅田町 まで	100	10.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
群馬県太田市東今泉町 から 栃木県足利市菅田町 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道122号	群馬県太田市 東今泉町	立体接続	太田桐生インターチェンジ
一般国道293号	栃木県足利市 菅田町	立体接続	足利インターチェンジ

(4) 工事予算

53, 430 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	4 月	17 日	
②工事の完成予定年月日	平成	23 年	3 月	19 日	(供用開始)
	平成	26 年	3 月	31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

45, 735 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 45, 735 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(栃木県足利市菅田町から栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県足利市菅田町 から
 栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺 まで

(ロ) 延 長 13.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県足利市菅田町 から 栃木県下都賀郡岩舟町 大字小野寺 まで	100	13.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(六) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
栃木県足利市菅田町 から 栃木県下都賀郡岩舟町 大字小野寺 まで	4 車線	4 車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道293号	栃木県足利市 菅田町	立体接続	足利インターチェンジ
県道佐野田沼線	栃木県佐野市 小見町	立体接続	佐野田沼インターチェンジ
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県下都賀郡 岩舟町大字小野寺	立体接続	岩舟ジャンクション

(4) 工事予算

76, 269 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	1 月	20 日	
②工事の完成予定年月日	平成	19 年	9 月	5 日	(岩舟JCT施工に伴う東北道の切替)
	平成	22 年	4 月	17 日	(佐野田沼IC～岩舟JCT供用開始)
	平成	23 年	3 月	19 日	(足利IC～佐野田沼IC供用開始)
	平成	29 年	3 月	31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

67, 900 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 67, 900 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(八雲PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道二世郡八雲町

(3) 工事予算

972 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 10 日 (供用開始)

平成 33 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 198 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 198 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(黒松内JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道寿都郡黒松内町字東川

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道5号	北海道寿都郡 黒松内町字東川	立体接続	黒松内ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 959 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 11 月 7 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 530 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 530 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 1, 462 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(剣淵PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡剣淵町

(3) 工事予算

1, 341 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 729 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 617 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(銭函IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道小樽市星野町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道銭函インター線	北海道小樽市 星野町	立体接続	銭函インターチェンジ

(4) 工事予算

5, 524 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 839 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 587 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(手稲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道札幌市手稲区富丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道手稲インター線	北海道札幌市 手稲区富丘	立体接続	手稲インターチェンジ

(4) 工事予算

888 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 196 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 129 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(由仁PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道夕張郡由仁町

(3) 工事予算

913 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成年月日 平成 23 年 10 月 29 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 017 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 017 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 940 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(占冠PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道勇払郡占冠村

(3) 工事予算

849 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 9 月 7 日 (供用開始)

平成 26 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

971 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 971 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(本別JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道中川郡 本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 384 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 735 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 621 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(足寄IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道足寄郡足寄町郊南

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道242号	北海道足寄郡 足寄町郊南	立体接続	足寄インターチェンジ
北海道横断自動車道 黒松内北見線	北海道足寄郡 足寄町郊南	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1, 148 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 653 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 553 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

(東京都練馬区大泉町五丁目から埼玉県川口市赤芝新田まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

東京都練馬区大泉町五丁目	から
埼玉県川口市赤芝新田	まで

(3) 工事予算

12, 697 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 469 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 139 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（久喜白岡JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市下早見

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

11, 665 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 5 月 29 日 (供用開始)

平成 27 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12, 615 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12, 615 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 12, 615百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（久喜白岡JCT）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市下早見

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション

(4) 工事予算

9, 931 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10, 863 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10, 695 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

(栃木県矢板市大槻から栃木県矢板市片岡まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県矢板市大槻 から
栃木県矢板市片岡 まで

(口) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県矢板市大槻 から 栃木県矢板市片岡 まで	100	1.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
栃木県矢板市大槻	から	4 車線	4 車線	付加車線事業
栃木県矢板市片岡	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

1, 072 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 16 年 6 月 29 日	
②工事の完成年月日	平成 22 年 7 月 16 日	(供用開始)
	平成 25 年 3 月 28 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 084 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 084 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 1, 351 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(福島JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県福島市笹谷

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北中央自動車道 相馬尾花沢線	福島県福島市笹谷	平面接続	福島ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

5, 366 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 533 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 280 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線
(宮城県白石市福岡深谷から宮城県仙台市太白区茂庭まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県白石市福岡深谷 から

宮城県仙台市太白区茂庭 まで

(3) 工事予算

1, 287 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の年月日

① 工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

② 工事の完成年月日 平成 22 年 7 月 16 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 28 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 288 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 288 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 1, 392 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(小坂JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

秋田県鹿角郡小坂町小坂

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
日本海沿岸東北自動車道	秋田県鹿角郡 小坂町小坂	平面接続	小坂ジャンクション

(4) 工事予算

5, 939 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 25 年 11 月 30 日(供用開始)
- 平成 27 年 3 月 31 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 957 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 932 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道八戸線(八戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道八戸線

(2) 工事の箇所

青森県八戸市坂牛

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	青森県八戸市坂牛	立体接続	八戸ジャンクション

(4) 工事予算

1, 414 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 6 年 9 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 720 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 651 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道釜石秋田線(東和IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道釜石秋田線

(2) 工事の箇所

岩手県花巻市東和町安俵

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道北上東和線	岩手県花巻市東和町安俵	立体接続	東和インターチェンジ
東北横断自動車道釜石秋田線	岩手県花巻市東和町安俵	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

1,468 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,017 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 986 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道酒田線(鶴岡JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道酒田線

(2) 工事の箇所

山形県鶴岡市山田

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
日本海沿岸東北自動車道	山形県鶴岡市山田	平面接続	鶴岡ジャンクション

(4) 工事予算

6, 371 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月19日

②工事の完成予定年月日 平成24年 3月24日 (供用開始)

平成26年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7, 518 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7, 417 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(豊栄SA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県新潟市

(3) 工事予算

409 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日
②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

688 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 627 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(雄和PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県秋田市

(3) 工事予算

1, 289 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 30 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 423 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 333 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線(山形PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市

(3) 工事予算

1, 815 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 15 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 390 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 303 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県天童市大字大町から山形県東根市大字羽入まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県天童市大字大町 から
 山形県東根市大字羽入 まで

(ロ) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県天童市 大字大町	から	100	1.7	
山形県東根市 大字羽入	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
山形県天童市 大字大町 から 山形県東根市 大字羽入 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 中央帯の標準幅員

－ メートル

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
国道287号	山形県東根市大字羽入	立体接続	東根インターチェンジ
東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形県東根市大字羽入	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

3, 762 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 176 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 3, 911 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線（鶴ヶ島JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県鶴ヶ島市 大字藤金	立体接続	鶴ヶ島ジャンクション

(4) 工事予算

2, 328 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	昭和 62 年 1 月 20 日	
②工事の完成年月日	平成 20 年 3 月 29 日	(供用開始)
	平成 25 年 3 月 28 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 253 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 253 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 2, 599 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(埼玉県坂戸市大字戸口から埼玉県坂戸市大字中里まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県坂戸市大字戸口 から
 埼玉県坂戸市大字中里 まで

(ロ) 延 長 1. 2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県坂戸市大字戸口 から 埼玉県坂戸市大字中里 まで	120	1. 2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.00メートル(登坂車線)

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県坂戸市大字戸口 から 埼玉県坂戸市大字中里 まで	6 車線	6 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

2, 914 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 16 年 | 6 月 | 29 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 401 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 293 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(埼玉県深谷市本田から群馬県渋川市八木原まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

I	埼玉県深谷市本田	から
	埼玉県深谷市黒田	まで
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から
	群馬県渋川市八木原	まで

(ロ) 延 長

I	埼玉県深谷市本田	から	2. 6	キロメートル
	埼玉県深谷市黒田	まで		
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から	1. 7	キロメートル
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで		
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	1. 8	キロメートル
	群馬県渋川市八木原	まで		

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間			設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
I	埼玉県深谷市本田	から	120	2. 6	
	埼玉県深谷市黒田	まで			
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から	120	1. 7	
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで			
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	120	1. 8	
	群馬県渋川市八木原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル (ただし、I 埼玉県深谷市本田から埼玉県深谷市畠山までは3.00メートル(登坂車線))

(ホ) 車線数

設 計 区 間			工事施工	用地買収	摘 要
I	埼玉県深谷市本田	から	6	6	付加車線事業
	埼玉県深谷市黒田	まで			
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から	6	6	付加車線事業
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで			
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	4	4	付加車線事業
	群馬県渋川市八木原	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	I		II		III		摘 要
	左 側	計	左 側	計	左 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	2.50	2.50	2.50	2.50	
トンネル部分	—	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	2.50	2.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.50	1.50	2.50	2.50	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

7, 181 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 16 年 6 月 29 日	
②工事の完成予定年月日	平成 22 年 12 月 17 日	(本庄児玉IC 供用開始)
	平成 23 年 3 月 17 日	(花園IC、渋川伊香保IC 供用開始)
	平成 29 年 3 月 31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 613 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 361 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(埼玉県川口市赤芝新田から埼玉県三郷市番匠免二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県川口市赤芝新田	から
埼玉県三郷市番匠免二丁目	まで

(3) 工事予算

9, 080 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 311 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 151 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（八潮PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

(3) 工事予算

25, 262 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28, 726 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27, 139 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(楢葉PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡檜葉町

(3) 工事予算

1, 425 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 4 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 191 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 191 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(鹿島SA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県南相馬市

(3) 工事予算

1, 884 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 064 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 933 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(亘理PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

宮城県亶理郡亶理町

(3) 工事予算

1, 529 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 922 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 814 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(二次改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目	から
埼玉県三郷市鷹野三丁目	まで

(3) 工事予算

1, 749 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 046 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 896 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷JCT（二次改築））に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション

(4) 工事予算

20, 082 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 9 月 14 日 (供用開始)

平成 30 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22, 014 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 525 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷第二IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市谷口

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 谷口	立体接続	三郷第二インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2, 262 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 625 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 415 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（谷津船橋IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県習志野市谷津

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道357号	千葉県習志野市 谷津	立体接続	谷津船橋インターチェンジ
県道千葉船橋海浜線	千葉県習志野市 谷津	立体接続	谷津船橋インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 334 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 4 月 13 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 9 月 20 日(供用開始)
平成 26 年 9 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 868 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 803 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（酒々井IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県印旛郡酒々井町尾上

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道富里酒々井線	千葉県印旛郡酒々井町 尾上	立体接続	酒々井インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 396 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 4 月 10 日 (供用開始)

平成 26 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 612 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 557 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（大栄JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

4, 365 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 159 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 875 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(大栄JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

2, 212 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 752 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 539 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北陸自動車道

(新潟県糸魚川市大字歌から新潟県糸魚川市大字外波まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	新潟県糸魚川市大字歌	から
	新潟県糸魚川市大字外波	まで

(3) 工事予算

8, 482 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 14 年 | 4 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 342 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 160 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横須賀市馬堀海岸四丁目から神奈川県横須賀市佐原一丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横須賀市馬堀海岸四丁目	から
	神奈川県横須賀市佐原一丁目	まで

(ロ) 延 長	4.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横須賀市 馬堀海岸四丁目	から	80	4. 3	
神奈川県横須賀市 佐原一丁目	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横須賀市 馬堀海岸四丁目	から	2 車線	4 車線	
神奈川県横須賀市 佐原一丁目	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号	神奈川県横須賀市 馬堀海岸四丁目	平面接続	馬堀海岸インターチェンジ
県道浦賀港線	神奈川県横須賀市 浦賀町一丁目	立体接続	浦賀インターチェンジ
県道横須賀葉山線	神奈川県横須賀市 佐原一丁目	立体接続	佐原インターチェンジ

(4) 工事予算

71,770 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 7 年 4 月 13 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 3 月 20 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 28 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24, 450 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 450 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 23, 772 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から
	神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで

(ロ) 延 長	8.7 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	から	80	8.7	
神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	から	6 車線	6 車線	
神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	0. 75×2	1. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路 上郷公田線	神奈川県横浜市 栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路) 及び都市計画道路 横浜藤沢線	神奈川県横浜市 栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

256, 033 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)まで
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)まで
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA87+00)まで
平成 32 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

296, 684 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 280, 200 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県桶川市大字川田谷	から
	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで

(ロ) 延 長	10.8 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	100	10.8	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	4 車線	4 車線	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	立体接続	桶川北本インターチェンジ
県道川越栗橋線	埼玉県桶川市大字加納	立体接続	桶川加納インターチェンジ
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町台	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ

(4) 工事予算

70, 439 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

- イ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA133+43)から埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)から埼玉県桶川市大字加納(STA182+59)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ヲ 埼玉県桶川市大字加納(STA182+59)から埼玉県桶川市大字加納(STA183+91)まで
平成 24 年 12 月 21 日
- ワ 埼玉県桶川市大字加納(STA183+91)から埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ハ 埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)まで
平成 24 年 2 月 1 日
- ニ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)まで
平成 24 年 10 月 16 日
- ホ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)から埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)まで
平成 23 年 12 月 15 日

別 紙 1

- へ 埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)から埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ト 埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)まで
平成 23 年 12 月 15 日
- チ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- リ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA197+16)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- カ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA197+16)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)まで
平成 24 年 12 月 21 日
- 又 埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ヨ 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+35)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ル 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA241+72)まで
平成 25 年 10 月 1 日

桶川北本IC Cランプ

埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA0+74)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA5+92)まで
平成 25 年 3 月 1 日

埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA5+92)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA6+73)まで
平成 26 年 4 月 1 日

埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA6+73)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA7+90)まで
平成 25 年 3 月 1 日

桶川北本IC Dランプ

埼玉県桶川市大字川田谷(D-STA5+81)から埼玉県桶川市大字川田谷(D-STA10+26)まで
平成 25 年 3 月 1 日

桶川加納IC Bランプ

埼玉県桶川市大字加納(B-STA2+72)から埼玉県桶川市大字加納(B-STA3+2)まで
平成 25 年 11 月 1 日

桶川加納IC Cランプ

埼玉県桶川市大字加納(C-STA1+99)から埼玉県桶川市大字加納(C-STA3+80)まで
平成 24 年 5 月 15 日

桶川加納IC Dランプ

埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+33)から埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+72)まで
平成 24 年 5 月 15 日

桶川加納IC 料金所部

埼玉県桶川市大字加納

平成 24 年 5 月 15 日

桶川加納IC Eランプ

埼玉県桶川市大字加納(E-STA1+30)から埼玉県桶川市大字加納(E-STA1+58)まで

平成 25 年 10 月 1 日

桶川加納IC Gランプ

埼玉県桶川市大字加納(G-STA1+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-STA2+48)まで

平成 24 年 5 月 15 日

埼玉県桶川市大字加納(G-STA2+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-STA3+32)まで

平成 26 年 1 月 1 日

桶川加納IC Hランプ

埼玉県桶川市大字加納(H-STA2+32)から埼玉県桶川市大字加納(H-STA3+7)まで

平成 24 年 5 月 15 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

73, 448 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 69, 802 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(埼玉県久喜市菖蒲町上大崎から埼玉県久喜市下早見まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	から
	埼玉県久喜市下早見	まで

(ロ) 延 長	3.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	から	100	3.3	
埼玉県久喜市下早見	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	から	4 車線	4 車線	
埼玉県久喜市下早見	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)
4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町台	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ
東北縦貫自動車道弘前線	埼玉県久喜市下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション

(4) 工事予算

10, 496 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 埼玉県白岡市大字下大崎
平成 22 年 6 月 1 日

ロ 埼玉県白岡市大字下大崎(STA0+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+62)まで
平成 22 年 8 月 1 日

ハ 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+62)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+76)まで
平成 22 年 10 月 1 日

ニ 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+76)から埼玉県久喜市菖蒲町台(STA4+77)まで
平成 22 年 4 月 1 日

ホ 埼玉県白岡市大字下大崎(STA0+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA5+90)まで
平成 22 年 8 月 1 日

ヘ 埼玉県白岡市大字下大崎(STA0+48)から埼玉県久喜市菖蒲町台(STA2+33)まで
平成 22 年 8 月 1 日

ト 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA241+72)から埼玉県久喜市原字大谷(STA269+22)まで
平成 22 年 4 月 1 日

別 紙 1

チ 埼玉県久喜市原字大谷(STA12+80)から埼玉県久喜市下早見字内谷(STA8+4)まで

平成 18 年 9 月 1 日

リ 埼玉県久喜市下早見字内谷(STA8+4)から埼玉県久喜市下早見字内谷(STA7+70)まで

平成 19 年 4 月 1 日

ヌ 埼玉県久喜市下早見字内谷(STA7+70)から埼玉県白岡市大字野牛字北谷(STA4+16)まで

平成 18 年 9 月 1 日

ル 埼玉県久喜市下早見字内谷(STA10+16)から埼玉県白岡市大字野牛字南谷(STA5+94)まで

平成 18 年 9 月 1 日

ヲ 埼玉県白岡市大字野牛字南谷(STA5+94)から埼玉県白岡市大字野牛字南谷(STA5+44)まで

平成 19 年 4 月 1 日

ワ 埼玉県白岡市大字野牛字南谷(STA5+44)から埼玉県白岡市大字野牛字南谷(STA2+60)まで

平成 18 年 9 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 5 月 29 日 (供用開始)

平成 27 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 225 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 225 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(茨城県つくば市新井から茨城県つくば市梶内まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県つくば市新井	から
	茨城県つくば市梶内	まで

(ロ) 延 長	4.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県つくば市新井	から	100	4. 3	
茨城県つくば市梶内	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県つくば市新井	から	2 車線	4 車線	
茨城県つくば市梶内	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ
常磐自動車道	茨城県つくば市 梶内	立体接続	つくばジャンクション

(4) 工事予算

1, 940 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

イ-1 茨城県つくば市新井から茨城県つくば市柳橋(E-STA0+0~E-STA1+47)
平成 21 年 5 月 1 日

イ-2 茨城県つくば市新井(つくば中央料金所)
平成 21 年 5 月 1 日

ロ 茨城県つくば市新井(D-STA0+0)から茨城県つくば市手代木(STA374-0)まで
平成 21 年 12 月 1 日

別 紙 1

ハ 茨城県つくば市手代木(STA374-0)から茨城県つくば市手代木(STA376+0)まで

平成 22 年 3 月 1 日

ニ 茨城県つくば市手代木(STA376+0)から茨城県つくば市手代木(STA383+0)まで

平成 21 年 12 月 1 日

ホ 茨城県つくば市手代木(STA383+0)から茨城県つくば市西大沼(STA384+60)まで

平成 22 年 2 月 20 日

ヘ 茨城県つくば市西大沼(STA384+60)から茨城県つくば市西館野(STA398+85)まで

平成 21 年 10 月 1 日

ト 茨城県つくば市西館野(STA398+85)から茨城県つくば市西館野(STA401+4)まで

平成 22 年 2 月 20 日

チ 茨城県つくば市西館野(STA401+4)から茨城県つくば市南中妻(STA406+60)まで

平成 22 年 3 月 20 日

リ 茨城県つくば市南中妻(STA406+60)から茨城県つくば市梶内(STA0-07)まで

平成 21 年 10 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成年月日

平成 22 年 4 月 24 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 28 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 266 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 266 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 2, 162 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県茂原市石神まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県東金市丹尾	から
	千葉県茂原市石神	まで

(ロ) 延 長	21.6 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	100	21.6	
千葉県茂原市石神	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	2 車線	4 車線	
千葉県茂原市石神	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 00×2	2. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道126号	千葉県東金市丹尾	立体接続	東金ジャンクション
市道5164号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道五井本納線	千葉県茂原市上太田	立体接続	茂原北インターチェンジ
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ

(4) 工事予算

23, 390 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 千葉県東金市丹尾(STA0-01)から千葉県東金市小野(STA7+60)まで

平成 24 年 11 月 1 日

イ 千葉県東金市小野(STA7+60)から千葉県東金市小野(STA8+60)まで

平成 24 年 10 月 1 日

イ 千葉県東金市小野(STA8+60)から千葉県東金市小野(STA11+60)まで

平成 24 年 12 月 1 日

ロ 千葉県東金市小野(STA11+60)から千葉県東金市小野(STA14+20)まで

平成 24 年 8 月 1 日

ロ 千葉県東金市小野(STA14+20)から千葉県東金市丘山台(STA16+40)まで

平成 24 年 11 月 1 日

ロ 千葉県東金市丘山台(STA16+40)から千葉県東金市小野(STA19+00)まで

平成 24 年 10 月 1 日

ハ 千葉県東金市小野(STA19+00)から千葉県大網白里町養安寺(STA21+35)まで

平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

ニ 千葉県大網白里町養安寺(STA21+35)から千葉県大網白里町小西(STA27+85)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ホ 千葉県大網白里町小西(STA27+85)から千葉県大網白里町餅木(STA33+69. 5)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヘ 千葉県大網白里町餅木(STA33+69. 5)から千葉県大網白里町餅木(STA35+23)まで
平成 24 年 6 月 1 日

ト 千葉県大網白里町餅木(STA35+23)から千葉県大網白里町金谷郷(STA48+69)まで
平成 24 年 2 月 15 日

チ 千葉県大網白里町金谷郷(STA48+69)から千葉県大網白里町南玉(STA57+23)まで
平成 24 年 10 月 1 日

リ 千葉県大網白里町南玉(STA57+23)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ヌ 千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+70)まで
平成 24 年 6 月 1 日

ル 千葉市緑区小食土町(STA65+70)から千葉県大網白里町小中(STA80+00)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ヲ 千葉県大網白里町小中(STA80+00)から千葉県大網白里町神房(STA86+00)まで
平成 19 年 12 月 1 日

別 紙 1

ワ 千葉県大網白里町神房(STA86+00)から千葉県茂原市柴名(STA106+94)まで
平成 21 年 8 月 1 日

カ 千葉県茂原市柴名(STA106+94)から千葉県茂原市柴名(STA109+20)まで
平成 19 年 12 月 1 日

コ 千葉県茂原市柴名(STA109+20)から千葉県茂原市柴名(STA113+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日

タ 千葉県茂原市柴名(STA113+60)から千葉県茂原市上太田(STA123+11)まで
平成 24 年 10 月 9 日

レ 千葉県茂原市上太田(STA123+11)から千葉県茂原市上太田(STA124+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ソ 千葉県茂原市上太田(STA124+34)から千葉県茂原市真名(STA148+91)まで
平成 24 年 2 月 15 日

ツ 千葉県茂原市真名(STA148+91)から千葉県茂原市真名(STA156+20)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ネ 千葉県茂原市真名(STA156+20)から千葉県長柄町榎本(STA179+60)まで
平成 24 年 2 月 15 日

ナ 千葉県長柄町榎本(STA179+60)から千葉県長柄町榎本(STA183+80)まで
平成 24 年 7 月 1 日

別 紙 1

ラ 千葉県長柄町榎本(STA183+80)から千葉県長柄町榎本(STA187+78)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ラ 千葉県長柄町榎本(STA187+78)から千葉県長南町須田(STA194+40)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ム 千葉県長南町須田(STA194+40)から千葉県長南町関原(STA203+88. 2)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ウ 千葉県長南町関原(STA203+88. 2)から千葉県茂原市石神(STA210+39)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ノ 千葉県茂原市石神(STA210+39)から千葉県茂原市石神(STA216+20)まで
平成 24 年 9 月 1 日

東金JCT Cランプ

イ 千葉県東金市山田(STA5+18)から千葉県東金市山田(STA6+20)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

茂原北IC ランプ部

オ 千葉県茂原市柴名(STA4+20)から千葉県茂原市上太田(STA0+60)まで
平成 19 年 12 月 1 日

ク 千葉県茂原市上太田(STA0+60)から千葉県茂原市上太田(STA0+20)まで
平成 20 年 10 月 1 日

ヤ 千葉県茂原市上太田(STA0+20)から千葉県茂原市上太田(STA2+10)まで
平成 19 年 12 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 10 月 20 日 (東金ICランプ切替)

平成 25 年 4 月 27 日 (供用開始)

平成 28 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 573 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 678 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)
(千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県茂原市石神	から
	千葉県木更津市下郡	まで

(ロ) 延 長	21.3 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県茂原市石神	から	100	21.3	
千葉県木更津市下郡	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県茂原市石神	から	2 車線	4 車線	
千葉県木更津市下郡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 00×2	2. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ
一般国道297号	千葉県市原市田尾	立体接続	市原鶴舞インターチェンジ
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	立体接続	木更津東インターチェンジ

(4) 工事予算

14, 061 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県茂原市石神(STA216+20)から千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ロ 千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ハ 千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ニ 千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)から千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ホ 千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)から千葉県長生郡長南町報恩寺(STA243+17)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ホ 千葉県長生郡長南町報恩寺(STA243+17)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA250+00)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ホ 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA250+00)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA252+59)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ホ 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA252+59)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA252+64)まで
平成 24 年 8 月 1 日

別 紙 1

ホ 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA252+64)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA253+00)まで
平成 24 年 10 月 1 日

ヘ 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA253+00)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA253+05)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ヘ 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA253+05)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA259+20)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ヘ 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA259+20)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA262+60)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ト 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA262+60)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA266+60)まで
平成 24 年 10 月 1 日

ト 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA266+60)から千葉県長生郡長南町岩撫(STA272+86)まで
平成 24 年 12 月 1 日

チ 千葉県長生郡長南町岩撫(STA272+86)から千葉縣市原市田尾(STA297+06)まで
平成 24 年 3 月 26 日

チ 千葉縣市原市田尾(STA297+06)から千葉縣市原市田尾(STA298+49. 7)まで
平成 24 年 10 月 1 日

リ 千葉縣市原市田尾(STA298+49. 7)から千葉縣市原市山小川(STA306+80)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

リ 千葉県市原市山小川(STA306+80)から千葉県市原市山小川(STA307+10)まで
平成 25 年 2 月 1 日

リ 千葉県市原市山小川(STA307+10)から千葉県市原市山小川(STA308+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日

リ 千葉県市原市山小川(STA308+40)から千葉県市原市山小川(STA309+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日

又 千葉県市原市山小川(STA309+00)から千葉県市原市山小川(STA310+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日

又 千葉県市原市山小川(STA310+00)から千葉県市原市不入(STA313+81)まで
平成 24 年 12 月 1 日

又 千葉県市原市不入(STA313+81)から千葉県市原市不入(STA316+57)まで
平成 24 年 11 月 1 日

又 千葉県市原市不入(STA316+57)から千葉県市原市大和田(STA317+60)まで
平成 24 年 12 月 1 日

又 千葉県市原市大和田(STA317+60)から千葉県市原市大和田(STA320+05)まで
平成 25 年 2 月 20 日

又 千葉県市原市大和田(STA320+05)から千葉県市原市大和田(STA321+18)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

ヌ 千葉県市原市大和田(STA321+18)から千葉県市原市大和田(STA321+80)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ヌ 千葉県市原市大和田(STA321+80)から千葉県市原市大和田(STA325+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ヌ 千葉県市原市大和田(STA325+40)から千葉県市原市養老(STA327+3. 5)まで
平成 25 年 2 月 12 日

ヌ 千葉県市原市養老(STA327+3. 5)から千葉県市原市久保(STA332+57)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ヌ 千葉県市原市久保(STA332+57)から千葉県市原市久保(STA332+72. 6)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ヌ 千葉県市原市久保(STA332+72. 6)から千葉県市原市山口(STA340+34)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ル 千葉県市原市山口(STA340+34)から千葉県市原市山口(STA358+20)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ル 千葉県市原市山口(STA358+20)から千葉県市原市山口(STA360+84)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ヲ 千葉県市原市山口(STA360+84)から千葉県木更津市真理谷(STA367+59)まで
平成 24 年 11 月 1 日

別 紙 1

ワ 千葉県木更津市真理谷(STA367+59)から千葉県木更津市真理谷(STA372+41)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ワ 千葉県木更津市真理谷(STA372+41)から千葉県木更津市真理谷(STA375+21)まで
平成 24 年 10 月 1 日

カ 千葉県木更津市真理谷(STA375+21)から千葉県木更津市真理谷(STA380+69)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ヨ 千葉県木更津市真理谷(STA380+69)から千葉県木更津市真理谷(STA392+12)まで
平成 24 年 8 月 1 日

タ 千葉県木更津市真理谷(STA392+12)から千葉県木更津市真理谷(STA394+80)まで
平成 24 年 11 月 1 日

タ 千葉県木更津市真理谷(STA394+80)から千葉県木更津市真理谷(STA400+51)まで
平成 24 年 3 月 26 日

レ 千葉県木更津市真理谷(STA400+51)から千葉県木更津市真理谷(STA402+30. 7)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ソ 千葉県木更津市真理谷(STA402+30. 7)から千葉県木更津市真理谷(STA404+78)まで
平成 24 年 3 月 26 日

ツ 千葉県木更津市真理谷(STA404+78)から千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)まで
平成 23 年 11 月 21 日

別 紙 1

ネ 千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)から千葉県木更津市下郡(STA429+17)まで
平成 24 年 12 月 1 日

茂原長南IC 料金所部

ナ 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA0+19. 2)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA1+10. 8)まで
平成 23 年 11 月 21 日

茂原長南IC 管理施設部

ウ 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA3+88. 5)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA3+7)まで
平成 24 年 3 月 26 日

千葉県茂原市石神(B-STA1+3)から千葉県茂原市石神(B-STA2+1. 8)まで
平成 24 年 7 月 18 日

千葉県茂原市石神(C1-STA0+0)から千葉県茂原市石神(C1-STA2+0)まで
平成 24 年 7 月 18 日

千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA0+0)から千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA12+15)まで
平成 24 年 7 月 18 日

千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA12+18. 6)から千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA21+10)まで
平成 24 年 7 月 18 日

千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA12+11)から千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA21+00)まで
平成 24 年 7 月 18 日

別 紙 1

市川南IC

千葉県市原市山小川(A-STA2+25. 4)から千葉県市原市山小川(A-STA5+44. 9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

千葉県市原市山小川(B-STA2+25. 4)から千葉県市原市山小川(B-STA6+11. 9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

千葉県市原市山小川(B-STA6+11. 9)から千葉県市原市山小川(B-STA6+42)まで
平成 25 年 2 月 1 日

千葉県市原市山小川(B-STA6+42)から千葉県市原市山小川(B-STA7+72)まで
平成 24 年 12 月 1 日

千葉県市原市山小川(B-STA7+72)から千葉県市原市山小川(B-STA8+32. 2)まで
平成 25 年 2 月 1 日

千葉県市原市山小川(C1-STA0+8. 9)から千葉県市原市山小川(C1-STA4+14. 7)まで
平成 24 年 12 月 1 日

千葉県市原市山小川(C2-STA4+8. 5)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+8. 6)まで
平成 24 年 12 月 1 日

千葉県市原市山小川(C2-STA7+8. 6)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+38. 9)まで
平成 25 年 2 月 1 日

千葉県市原市山小川(C2-STA7+38. 9)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+91. 9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

千葉県市原市山小川(D-STA4+9. 1)から千葉県市原市山小川(D-STA8+26. 5)まで
平成 24 年 12 月 1 日

市川南IC 料金所部

ム 千葉県市原市田尾(C1-STA0+8. 95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+41. 05)まで
平成 23 年 11 月 21 日

市川南IC 管理施設部

ウ 千葉県市原市田尾(C1-STA0+95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+68)まで
平成 24 年 3 月 26 日

市川南IC 297号接道まで

リ 千葉県市原市田尾(E-STA0+41. 05)から千葉県市原市田尾(E-STA2+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

高滝湖PA 上り休憩施設

千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 24 年 12 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 4 月 27 日 (供用開始)
 平成 28 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 991 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 14, 661 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(市川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道市川浦安線	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	市川インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 480 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 895 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 804 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(市川PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

16, 987 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

18, 016 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 16, 728 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横浜市金沢区並木三丁目	から
	神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	まで

(ロ) 延 長	4.2 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目 から 神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 まで	80	4. 2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目 から 神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 まで	6 車線	6 車線	6車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道長浜第56号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
市道長浜第99号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
県道高速湾岸線 (首都高速道路湾岸線)	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	平面接続	並木インターチェンジ
市道堀口第531号	神奈川県横浜市 金沢区能見台東	立体接続	堀口能見台インターチェンジ

(4) 工事予算

173 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 3 年 12 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

319 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 302 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)(利府JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の箇所

宮城県多賀城市市川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	宮城県宮城郡 利府町加瀬	立体接続	利府ジャンクション

(4) 工事予算

1, 729 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 26 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 199 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 181 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道126号

(有料道路名 : 千葉東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県東金市丹尾	から
	千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延	長	15.7 キロメートル
-------	---	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	15.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	4 車線	4 車線	4車線化事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金ジャンクション
東金市道5146号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

18, 237 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 429 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 160 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道127号(富津館山道路)(富山PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道127号

(有料道路名 : 富津館山道路)

(2) 工事の箇所

千葉県南房総市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(4) 工事予算

976 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 9 月 2 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 154 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 098 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道466号(第三京浜道路)(野川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道466号

(有料道路名 : 第三京浜道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

17, 354 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 63 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12, 338 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 469 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井 から

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

1, 616 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 786 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 648 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(久喜白岡JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市下早見

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市下早見	平面接続	本線

(4) 工事予算

13, 705 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 埼玉県久喜市大字原字大谷(STA269+22)から埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA273+50)まで
平成 18 年 9 月 1 日

ロ 埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA273+50)から埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA274+34)まで
平成 19 年 3 月 31 日

ハ 埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA274+34)から埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA275+20)まで
平成 18 年 9 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 655 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 062 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(江戸崎PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

茨城県稲敷市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(4) 工事予算

1, 217 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 茨城県稲敷市月出里(STA164+70)から茨城県稲敷市蒲ヶ山(STA174+24)まで
平成 25 年 9 月 13 日

ロ 茨城県稲敷市蒲ヶ山(STA174+24)から茨城県稲敷市沼田(STA184+30)まで
平成 25 年 11 月 27 日

ハ 茨城県稲敷市沼田(STA184+30)から茨城県稲敷市沼田(STA195+40)まで
平成 25 年 7 月 22 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 428 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 330 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

37, 676 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

41, 370 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
 ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
 また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ) 工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 佐野市 黒袴町	県道 佐野環状線	栃木県 佐野市 関川町及び 黒袴町	立体接続	平成21年9月11日	平成23年4月27日 (供用開始) 平成27年3月31日 (残事業完成)	863百万円	1,181百万円	—	佐野 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 宇都宮市 今里町	県道 上河内 スマート インター線	栃木県 宇都宮市 今里町	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	300百万円	339百万円	—	上河内 SA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手及び完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	県道 那須高原 スマート インター線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	447百万円	483百万円	—	那須 高原 SA
東北横断自動車道 釜石秋田線	秋田県 大仙市 九升田	市道 赤坂強首線	秋田県 大仙市 強首及び 九升田	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	92百万円	95百万円	—	西仙北 SA
東北横断自動車道 いわき新潟線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	市道新津 1－90号線 及び 市道新津 1－91号線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	立体接続	平成21年9月11日	平成23年12月17日 (供用開始) 平成26年3月31日 (残事業完成)	1,287百万円	1,404百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	埼玉県 坂戸市塚崎	市道3979 号路線及び 市道6919 号路線	埼玉県 坂戸市塚崎 及び栗生田	立体接続	平成21年9月11日	平成25年8月25日 (供用開始) 平成27年3月31日 (残事業完成)	1,931百万円	2,189百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	群馬県高崎 市上滝町	市道 G680号線 及び 市道 G681号線	群馬県高崎 市上滝町及 び佐波郡玉 村町上新田	立体接続	平成21年9月11日	平成26年2月22日 (供用開始) 平成27年3月31日 (残事業完成)	2,987百万円	3,409百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	茨城県 石岡市 正上内	市道 A2485号線	茨城県 石岡市 正上内	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月24日 (供用開始) 平成25年3月31日 (残事業完成)	2,772百万円	3,006百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県 三条市 福島新田	市道岡野 新田1号線 及び 市道岡野 新田2号線	新潟県 三条市 福島新田	立体接続	平成21年9月11日	平成24年7月14日 (供用開始) 平成26年3月31日 (残事業完成)	907百万円	1,033百万円	—	栄PA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
関越自動車道 新潟線	埼玉県大里 郡寄居町用 土	深谷市道 岡2-570号 及び 寄居町道 A046号線	埼玉県深谷 市本郷及び 大里郡寄居 町用土	立体接続	平成24年5月1日	平成28年10月31日	973百万円	1,050百万円	—	寄居 PA
関越自動車道 新潟線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	町道2480号 線及び 町道2087号 線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	立体接続	平成24年5月1日	平成27年12月31日	1,170百万円	1,254百万円	—	上里 SA
北陸自動車道	新潟県長岡 市上野町	市道上川西 398号線及び 市道上川西 399号線	新潟県長岡 市上野町及 び大荒戸町	立体接続	平成24年5月1日	平成29年3月31日	2,252百万円	2,424百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県新潟 市江南区西 野	主要地方道 新潟港横越 線	新潟県新潟 市江南区西 野	立体接続	平成24年5月1日	平成28年3月31日	3,341百万円	3,568百万円	—	本線 直結 型
北海道縦貫自動車 道 函館名寄線	北海道砂川 市空知太	市道砂川SA スマートイン ター線	北海道砂川 市北光	立体接続	平成25年7月1日	平成28年3月31日	432百万円	464百万円	—	砂川 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	福島県郡山 市大槻町	市道中央イン ター1号線 及び市道中 央インター2 号線	福島県郡山 市大槻町及 び片平町	立体接続	平成25年7月1日	平成29年3月31日	1,925百万円	2,056百万円	—	本線 直結 型
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県奥州 市胆沢区小 山	市道附野下 笹森線及び 県道衣川水 沢線	岩手県奥州 市胆沢区小 山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年3月31日	2,056百万円	2,216百万円	—	本線 直結 型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県紫波 郡矢巾町大 字煙山	県道不動盛 岡線及び町 道堤川目線	岩手県柴波 郡矢巾町大 字上矢次及 び煙山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年3月31日	1,012百万円	1,101百万円	—	矢巾 PA
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県滝沢 市高屋敷平	村道茨島土 沢線	岩手県滝沢 市高屋敷平	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月31日	2,847百万円	3,152百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字榎木 沢	市道西138 号線	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字榎木 沢	立体接続	平成25年7月1日	平成27年3月31日	510百万円	541百万円	—	鹿島 SA
常磐自動車道	宮城県亘理 郡山元町坂 元字法羅	町道坂元イ ンター線	宮城県亘理 郡山元町坂 元字上小山	立体接続	平成25年7月1日	平成29年3月31日	1,927百万円	2,058百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	宮城県亘理 郡亘理町逢 隈高屋	町道亘理ス マートイン ター線	宮城県亘理 郡亘理町逢 隈高屋字新 谷地	立体接続	平成25年7月1日	平成28年3月31日	682百万円	724百万円	—	亘理 PA
北関東自動車道	群馬県太田 市成塚町	市道太田成 塚北金井10 93号線	群馬県太田 市北金井町	立体接続	平成25年7月1日	平成30年3月31日	1,445百万円	1,578百万円	—	太田 PA
一般国道6号 (仙台東部道路)	宮城県名取 市下増田耕 谷	市道飯野坂 杉ヶ袋線	宮城県名取 市下増田耕 谷及び飯野 坂小揚場	立体接続	平成25年7月1日	平成29年3月31日	1,825百万円	1,944百万円	—	本線 直結 型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手及び完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県大網 白里市小中	市道01-03 2号線	千葉県大網 白里市小中	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月31日	1,721百万円	1,899百万円	—	本線 直結 型
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県茂原 市国府関	市道3級42 21号線	千葉県茂原 市国府関	立体接続	平成25年7月1日	平成32年3月31日	1,972百万円	2,202百万円	—	本線 直結 型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)

(宮城県黒川郡富谷町穀田から宮城県黒川郡富谷町富谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	宮城県黒川郡富谷町穀田	から
	宮城県黒川郡富谷町富谷	まで

(ロ) 延 長	1.7 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県黒川郡富谷町穀田 から 宮城県黒川郡富谷町富谷 まで	80	1.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県黒川郡富谷町穀田 から 宮城県黒川郡富谷町富谷 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北縦貫自動車道弘前線	宮城県黒川郡富谷町穀田	立体接続	富谷ジャンクション
一般国道4号	宮城県黒川郡富谷町富谷	平面接続	富谷インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 048 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 宮城県黒川郡富谷町穀田(No558+4.06)～宮城県黒川郡富谷町穀田(No565+9.80)まで
平成 25 年 7 月 1 日

ロ 宮城県黒川郡富谷町穀田(No565+9.80)～宮城県黒川郡富谷町富谷(No620+10.00)まで
平成 23 年 12 月 1 日

ハ 宮城県黒川郡富谷町富谷(No620+10.00)～宮城県黒川郡富谷町富谷(No643+4.50)まで
平成 24 年 6 月 1 日

別 紙 1

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

[illegible]

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,281 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,188 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線（新千歳空港IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道千歳市泉沢

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道 新千歳空港インター線	北海道千歳市 泉沢	立体接続	新千歳空港インターチェンジ

(4) 工事予算

747 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 9 月 11 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 8 月 3 日 (供用開始)

平成 26 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

851 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 816 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道酒田線(酒田中央JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道酒田線

(2) 工事の箇所

山形県酒田市遊摺部

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道47号	山形県酒田市遊摺部	立体接続	酒田中央ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線

(長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長野県上水内郡信濃町大字野尻 から
新潟県上越市大字中屋敷 まで

(ロ) 延 長 37.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	第1種第3級	道路構造令
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	第1種第2級	道路構造令

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	80	17.6	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	100	19.9	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
長野県上水内郡 信濃町大字野尻 から 新潟県上越市 中郷区二本木 まで	土工(掘割)部分	1.75	1.75	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.25	1.25	—	—	—	
新潟県上越市 中郷区二本木 から 新潟県上越市 大字中屋敷 まで	土工(掘割)部分	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	
	トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.75	1.75	1.75	1.25	3.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	3. 00メートル(土工部) 3. 00メートル(橋梁部)	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4. 50メートル(土工部) 4. 50メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

49, 912 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

57, 285 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53, 961 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県木更津市中烏田 から
 千葉県富津市竹岡 まで

(ロ) 延 長 20. 7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市中烏田	から	100	20. 7	
千葉県富津市竹岡	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員
— メートル(土工部)
— メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

27, 415 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 632 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 685 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（潮来IC）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県潮来市福島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般県道水戸神栖線	茨城県潮来市福島	立体接続	潮来インターチェンジ

(4) 工事予算

3, 939 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 556 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 242 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(鉾田IC)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県鉾田市秋山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道小川鉾田線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 466 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 884 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 739 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道6号(仙台東部道路)(仙台港IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道6号

(有料道路名 : 仙台東部道路)

(2) 工事の箇所

宮城県仙台市宮城野区福室

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道塩釜亘理線	宮城県仙台市宮城野区蒲生	立体接続	仙台港インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 117 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 宮城県仙台市宮城野区福室(料金所部)(No171+11.66)

平成 24 年 2 月 1 日

ロ 宮城県仙台市宮城野区福室(料金所部を除く)(No171+11.66)

平成 24 年 6 月 1 日

・なお、工事の着手予定年月日とは、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 12 月 1 日 (供用開始)

平成 26 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 267 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 223 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県久喜市大字下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県久喜市大字下早見	から
	茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで

(ロ) 延 長	12.7 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見	から	100	12.7	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見	から	2 車線	4 車線	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北縦貫自動車道 弘前線	埼玉県久喜市 大字下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション
都市計画道路 惣新田・幸手線	埼玉県幸手市 大字平須賀	立体接続	幸手インターチェンジ
一般国道4号	茨城県猿島郡五霞町 大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ

(4) 工事予算

25, 420 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 埼玉県久喜市大字下早見(STA274+95)から埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)から埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- ハ 埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ニ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+47)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- ホ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+47)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+56)まで
平成 25 年 1 月 15 日
- ヘ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+56)から埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- ト 埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)まで
平成 26 年 4 月 1 日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 660 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 902 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県猿島郡五霞町大字江川	から
	茨城県つくば市新井	まで

(ロ) 延 長	35.4 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	100	35. 4	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道4号	茨城県猿島郡 五霞町大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ
一般国道354号	茨城県猿島郡 境町大字蛇池	立体接続	境古河インターチェンジ
主要地方道 結城岩井線	茨城県坂東市 大字富田	立体接続	坂東インターチェンジ
一般国道294号	茨城県常総市 三坂新田町	立体接続	常総インターチェンジ
県道 取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ

(4) 工事予算

41,852 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+35)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+35)から茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ハ 茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)から茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA37+30)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ニ 茨城県猿島郡大字小福田(STA37+30)から茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ホ 茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA79+72)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ホ 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA79+72)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA80+40)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- ホ 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA80+40)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)まで
平成 24 年 9 月 1 日

別 紙 1

へ 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)から茨城県つくば市大字新井(STA371+21)まで
平成 26 年 4 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

44, 620 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 41, 379 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県稲敷市沼田	から
	千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延 長	20.3 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	100	20.3	
千葉県成田市吉岡	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	2 車線	4 車線	
千葉県成田市吉岡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.5	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.5	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.5	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道 江戸崎新利根線	茨城県稲敷市 沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ
県道 江戸崎下総線	茨城県稲敷市 桑山	立体接続	稲敷東インターチェンジ
一般国道356号	千葉県香取郡 神崎町大字松崎	立体接続	神崎インターチェンジ
主要地方道 成田下総線	千葉県成田市 青山	立体接続	下総インターチェンジ
東関東自動車道 水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

19,070 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 茨城県稲敷市沼田(STA195+40)から茨城県稲敷市沼田(STA203+05)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ 茨城県稲敷市沼田(STA203+05)から茨城県稲敷市沼田(STA205+45)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ 茨城県稲敷市沼田(STA205+45)から茨城県稲敷市沼田(STA208+55)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- イ 茨城県稲敷市沼田(STA208+55)から茨城県稲敷市沼田(STA209+75)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ 茨城県稲敷市沼田(STA209+75)から茨城県稲敷市沼田(STA210+75)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ 茨城県稲敷市沼田(STA210+75)から茨城県稲敷市江戸崎(STA211+95)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ 茨城県稲敷市江戸崎(STA211+95)から茨城県稲敷市江戸崎(STA213+20)まで
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

- イ 茨城県稲敷市江戸崎(STA213+20)から茨城県稲敷市江戸崎(STA220+74)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ 茨城県稲敷市江戸崎(STA220+74)から茨城県稲敷市江戸崎(STA225+65)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ 茨城県稲敷市江戸崎(STA225+65)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- 茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+85)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- 茨城県稲敷市駒塚(STA233+85)から茨城県稲敷市駒塚(STA236+00)まで
平成 26 年 3 月 1 日
- 茨城県稲敷市駒塚(STA236+00)から茨城県稲敷市椎塚(STA237+82)まで
平成 25 年 9 月 1 日
- 茨城県稲敷市椎塚(STA237+82)から茨城県稲敷市椎塚(STA242+85)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- 茨城県稲敷市椎塚(STA242+85)から茨城県稲敷市清水(STA247+10)まで
平成 26 年 3 月 1 日
- 茨城県稲敷市清水(STA247+10)から茨城県稲敷市清水(STA248+89)まで
平成 25 年 11 月 1 日

別 紙 1

- 茨城県稲敷市清水(STA248+89)から茨城県稲敷市清水(STA252+90)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ハ 茨城県稲敷市清水(STA252+90)から茨城県稲敷市清水(STA265+45)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ハ 茨城県稲敷市清水(STA265+45)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- 二 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA7+80)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- 二 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA7+80)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- ホ 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)から千葉県成田市青山(STA45+40)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ヘ 千葉県成田市青山(STA45+40)から千葉県成田市吉岡(STA102+95)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ト 千葉県成田市吉岡(STA102+95)から千葉県成田市吉岡(STA106+70)まで
平成 26 年 4 月 1 日

稲敷東IC

- ハ 茨城県稲敷市清水(A-STA0+85)から茨城県稲敷市清水(E-STA0+55)まで
平成 25 年 5 月 1 日

神崎IC

- ニ 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA0+50)まで
平成 25 年 1 月 21 日
- ニ 千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA0+50)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA3+25)まで
平成 25 年 10 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20,636 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,308 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	東京都三鷹市北野	から
	東京都練馬区大泉町	まで

(ロ) 延	長	9.8 キロメートル
-------	---	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	直轄事業と有料道路事業による事業方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 2 種 第 1 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野	から	80	9.8	
東京都練馬区大泉町	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野	から	6 車線	6 車線	
東京都練馬区大泉町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
トンネル部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続	中央ジャンクション(仮称)
都道新宿国立線	東京都三鷹市牟礼	立体接続	東八道路インターチェンジ(仮称)
都道東京所沢線	東京都練馬区関町南	立体接続	青梅街道インターチェンジ(仮称)
都道練馬所沢線	東京都練馬区東大泉	立体接続	目白通りインターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道弘前線	東京都練馬区大泉町	平面接続	本線

(4) 工事予算

74, 850 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

東京都三鷹市北野(STA.63+36)から東京都練馬区大泉(STA.160+89)まで
平成 30 年 10 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

83, 613 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 76, 831 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))
(宮城県仙台市宮城野区中野から宮城県宮城郡利府町春日まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道45号

(有料道路名 : 三陸縦貫自動車道(仙塩道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	宮城県仙台市宮城野区中野	から
	宮城県宮城郡利府町春日	まで

(ロ) 延	長	7.8 キロメートル
-------	---	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県仙台市宮城野区中野 から 宮城県宮城郡利府町春日 まで	100	7.8	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県仙台市宮城野区中野 から 宮城県宮城郡利府町春日 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道泉塩釜線	宮城県仙台市宮城野区南宮	立体接続	多賀城インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 895 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 平成 26 年 4 月 1 日
 ②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 221 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 008 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道（太田PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

群馬県太田市

(3) 工事予算

4, 582 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 133 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 806 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道6号(仙台南部道路)

(宮城県仙台市若林区今泉から宮城県仙台市太白区茂庭まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道6号(仙台南部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮城県仙台市若林区今泉 から
宮城県仙台市太白区茂庭 まで

(ロ) 延 長 12.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県仙台市若林区今泉 から 宮城県仙台市太白区茂庭 まで	80	12.2	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重) 宮城県仙台市太白区山田 ～ 宮城県仙台市太白区茂庭
TL-20・TT-43 宮城県仙台市若林区今泉 ～ 宮城県仙台市太白区山田

別 紙 1

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県仙台市若林区今泉 から 宮城県仙台市太白区茂庭 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計 計	左 側	右 側	計 計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	宮城県仙台市若林区今泉 ～ 宮城県仙台市太白区郡山
橋梁高架部分 (長大橋)	0.75×2	1.50	—	—	—	宮城県仙台市太白区郡山 ～ 宮城県仙台市太白区山田
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	宮城県仙台市太白区山田 ～ 宮城県仙台市太白区茂庭

別 紙 1

(ト) 中央帯の標準幅員

－ メートル

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道6号(仙台東部道路)	宮城県仙台市若林区今泉	平面接続	仙台若林ジャンクション
県道井土長町線	宮城県仙台市若林区今泉	立体接続	今泉インターチェンジ
一般国道4号	宮城県仙台市太白区郡山	立体接続	長町インターチェンジ
一般国道286号	宮城県仙台市太白区山田	立体接続	山田インターチェンジ
東北縦貫自動車道	宮城県仙台市太白区茂庭	平面接続	仙台南インターチェンジ

(4) 工事予算

16, 457 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 6 月 30 日

②工事の完成年月日 平成 25 年 6 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16, 475 百万円（消費税込み）

(うち、助成対象基準額 一 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道468号
(有料道路名：首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県横浜市栄区田谷町 から
神奈川県藤沢市城南二丁目 まで

(ロ) 延 長 7.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町	から	80	7.3	
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで			

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 から 神奈川県藤沢市城南二丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 5 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号(横浜横須賀道路) 及び都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県藤沢市城南二丁目	立体接続	藤沢インターチェンジ
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市城南二丁目	平面接続	藤沢インターチェンジ

(4) 工事予算

14,645 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市栄区田谷町(STA.00+73)から神奈川県藤沢市城南一丁目(STA.74+05)まで
平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16, 650 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 15, 237 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道468号
 (有料道路名：首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県成田市吉岡 から
 千葉県山武市松尾町谷津 まで

(ロ) 延 長 18.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県成田市吉岡	から	100	18.5	
千葉県山武市松尾町谷津	まで			

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県成田市吉岡 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	2 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 00×2	2. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東関東自動車道水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション
県道成田小見川鹿島港線	千葉県成田市 川上	立体接続	(主)成田小見川鹿島港線 インターチェンジ(仮称)
一般国道296号	千葉県香取郡 多古町喜多	立体接続	国道296号インターチェンジ(仮称)
一般国道126号(銚子連絡道路) 及び県道成田松尾線	千葉県山武市 松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
一般国道126号(千葉東金道路)	千葉県山武市 松尾町谷津	平面接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

13,718 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 千葉県成田市吉岡(STA.0+00)から千葉県山武市松尾町谷津(STA.184+90)まで
平成 33 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

15, 541 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 253 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24, 213百万円
H 1 9	25, 071百万円
H 2 0	24, 580百万円
H 2 1	37, 064百万円
H 2 2	50, 385百万円
H 2 3	34, 989百万円
H 2 4	33, 071百万円
H 2 5	52, 858百万円
H 2 6	116, 867百万円
H 2 7	50, 774百万円
H 2 8	58, 399百万円
H 2 9	80, 038百万円
H 3 0	50, 755百万円
H 3 1	52, 166百万円
H 3 2	66, 847百万円
H 3 3	55, 707百万円
H 3 4	56, 074百万円
H 3 5	56, 201百万円
H 3 6	57, 126百万円
H 3 7	57, 719百万円
H 3 8	58, 717百万円
H 3 9	58, 869百万円
H 4 0	59, 243百万円
H 4 1	59, 844百万円
H 4 2	159, 744百万円
H 4 3	60, 198百万円
H 4 4	60, 417百万円
H 4 5	59, 291百万円
H 4 6	59, 228百万円
H 4 7	59, 070百万円
H 4 8	59, 655百万円
H 4 9	59, 915百万円
H 5 0	58, 987百万円
H 5 1	58, 838百万円
H 5 2	58, 844百万円
H 5 3	58, 829百万円
H 5 4	59, 226百万円
H 5 5	59, 163百万円
H 5 6	58, 342百万円
H 5 7	57, 660百万円
H 5 8	57, 551百万円
H 5 9	57, 400百万円
H 6 0	57, 390百万円
H 6 1	57, 240百万円
H 6 2	23, 359百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)	
債務引受限度額	71,442百万円

別紙5を次のとおり改める。

(協定第8条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(551, 875百万円) 551, 875百万円	(63, 667百万円) 47, 550百万円	(379, 925百万円) 391, 645百万円	(127, 702百万円) 111, 107百万円	(252, 223百万円) 280, 538百万円
H 1 9	(559, 192百万円) 558, 180百万円	(67, 965百万円) 51, 619百万円	(405, 577百万円) 425, 162百万円	(136, 324百万円) 120, 616百万円	(269, 253百万円) 304, 546百万円
H 2 0	(555, 373百万円) 522, 469百万円	(68, 941百万円) 49, 115百万円	(411, 402百万円) 404, 532百万円	(138, 282百万円) 114, 763百万円	(273, 120百万円) 289, 769百万円
H 2 1	(449, 377百万円) 420, 422百万円	(55, 670百万円) 39, 424百万円	(332, 204百万円) 324, 717百万円	(111, 662百万円) 92, 120百万円	(220, 542百万円) 232, 597百万円
H 2 2	(447, 103百万円) 414, 736百万円	(54, 937百万円) 34, 125百万円	(327, 833百万円) 281, 068百万円	(110, 193百万円) 79, 737百万円	(217, 640百万円) 201, 331百万円
H 2 3	(436, 821百万円) 400, 681百万円	(39, 902百万円) 36, 286百万円	(328, 653百万円) 298, 870百万円	(93, 237百万円) 84, 788百万円	(235, 416百万円) 214, 082百万円
H 2 4	(429, 007百万円) 471, 361百万円	(38, 674百万円) 42, 912百万円	(318, 541百万円) 353, 445百万円	(90, 368百万円) 100, 270百万円	(228, 173百万円) 253, 175百万円
H 2 5	(430, 686百万円) 493, 746百万円	(32, 447百万円) 41, 987百万円	(267, 253百万円) 345, 823百万円	(75, 818百万円) 98, 108百万円	(191, 435百万円) 247, 715百万円
H 2 6	516, 202百万円	39, 850百万円	328, 224百万円	93, 115百万円	235, 109百万円
H 2 7	541, 774百万円	49, 010百万円	403, 670百万円	114, 519百万円	289, 151百万円
H 2 8	549, 667百万円	49, 047百万円	403, 977百万円	114, 606百万円	289, 371百万円
H 2 9	557, 016百万円	47, 618百万円	392, 208百万円	111, 267百万円	280, 941百万円
H 3 0	563, 284百万円	51, 173百万円	421, 486百万円	119, 573百万円	301, 913百万円
H 3 1	563, 849百万円	51, 090百万円	420, 806百万円	119, 380百万円	301, 426百万円
H 3 2	559, 817百万円	49, 218百万円	405, 384百万円	115, 005百万円	290, 379百万円
H 3 3	572, 534百万円	51, 605百万円	425, 042百万円	120, 582百万円	304, 460百万円
H 3 4	585, 878百万円	52, 903百万円	435, 737百万円	123, 616百万円	312, 121百万円
H 3 5	591, 455百万円	53, 449百万円	440, 232百万円	124, 891百万円	315, 341百万円
H 3 6	593, 779百万円	53, 589百万円	441, 384百万円	125, 218百万円	316, 166百万円
H 3 7	591, 634百万円	53, 335百万円	439, 297百万円	124, 626百万円	314, 671百万円
H 3 8	591, 757百万円	53, 250百万円	438, 595百万円	124, 427百万円	314, 168百万円
H 3 9	592, 415百万円	53, 301百万円	439, 012百万円	124, 545百万円	314, 467百万円
H 4 0	589, 152百万円	52, 937百万円	436, 019百万円	123, 696百万円	312, 323百万円
H 4 1	587, 957百万円	52, 758百万円	434, 539百万円	123, 276百万円	311, 263百万円
H 4 2	585, 423百万円	42, 509百万円	350, 122百万円	99, 328百万円	250, 794百万円
H 4 3	583, 122百万円	52, 238百万円	430, 259百万円	122, 062百万円	308, 197百万円
H 4 4	575, 869百万円	51, 491百万円	424, 102百万円	120, 315百万円	303, 787百万円
H 4 5	570, 643百万円	51, 081百万円	420, 727百万円	119, 358百万円	301, 369百万円
H 4 6	565, 308百万円	50, 553百万円	416, 381百万円	118, 125百万円	298, 256百万円
H 4 7	561, 150百万円	50, 150百万円	413, 061百万円	117, 183百万円	295, 878百万円
H 4 8	554, 939百万円	49, 473百万円	407, 481百万円	115, 600百万円	291, 881百万円
H 4 9	549, 781百万円	48, 931百万円	403, 016百万円	114, 333百万円	288, 683百万円
H 5 0	544, 654百万円	48, 511百万円	399, 559百万円	113, 353百万円	286, 206百万円
H 5 1	541, 414百万円	48, 201百万円	397, 012百万円	112, 630百万円	284, 382百万円
H 5 2	533, 406百万円	47, 399百万円	390, 406百万円	110, 756百万円	279, 650百万円
H 5 3	529, 274百万円	46, 987百万円	387, 012百万円	109, 793百万円	277, 219百万円
H 5 4	524, 195百万円	46, 439百万円	382, 499百万円	108, 513百万円	273, 986百万円
H 5 5	520, 946百万円	46, 121百万円	379, 877百万円	107, 769百万円	272, 108百万円
H 5 6	513, 985百万円	45, 507百万円	374, 816百万円	106, 333百万円	268, 483百万円
H 5 7	507, 866百万円	44, 960百万円	370, 313百万円	105, 056百万円	265, 257百万円
H 5 8	503, 741百万円	44, 560百万円	367, 022百万円	104, 122百万円	262, 900百万円
H 5 9	500, 430百万円	44, 244百万円	364, 420百万円	103, 384百万円	261, 036百万円
H 6 0	493, 678百万円	43, 570百万円	358, 866百万円	101, 808百万円	257, 058百万円
H 6 1	489, 639百万円	43, 181百万円	355, 661百万円	100, 899百万円	254, 762百万円
H 6 2	149, 473百万円	12, 585百万円	103, 654百万円	29, 406百万円	74, 248百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度の上段()内は計画値、下段は実績値を、平成25年度の上段()内は計画値
下段は実績見込値を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

別紙 6

(協定第9条第1項関連)

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(709,612百万円) 711,810百万円
H 1 9	(722,190百万円) 713,956百万円
H 2 0	(719,683百万円) 679,582百万円
H 2 1	(613,220百万円) 578,132百万円
H 2 2	(621,266百万円) 582,686百万円
H 2 3	(607,061百万円) 564,850百万円
H 2 4	(604,468百万円) 652,866百万円
H 2 5	(607,533百万円) 676,668百万円
H 2 6	700,369百万円
H 2 7	727,908百万円
H 2 8	742,776百万円
H 2 9	752,794百万円
H 3 0	759,929百万円
H 3 1	764,089百万円
H 3 2	760,714百万円
H 3 3	776,002百万円
H 3 4	788,216百万円
H 3 5	793,604百万円
H 3 6	795,291百万円
H 3 7	793,731百万円
H 3 8	792,235百万円
H 3 9	792,894百万円
H 4 0	789,236百万円
H 4 1	787,739百万円
H 4 2	786,240百万円
H 4 3	782,986百万円
H 4 4	775,464百万円
H 4 5	770,075百万円
H 4 6	764,685百万円
H 4 7	761,368百万円
H 4 8	753,902百万円
H 4 9	748,514百万円
H 5 0	743,124百万円
H 5 1	739,754百万円
H 5 2	732,346百万円
H 5 3	726,957百万円
H 5 4	721,573百万円
H 5 5	718,141百万円
H 5 6	710,794百万円
H 5 7	705,407百万円
H 5 8	700,022百万円
H 5 9	696,532百万円
H 6 0	689,247百万円
H 6 1	683,860百万円
H 6 2	275,770百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を
平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改め、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

別 紙－ 7

(協定第 1 1 条関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(19)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間(以下「均一制区間」という。)以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関越 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24

ただし、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、上表の関越特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は東日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードを、「ETCコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会

社」という。)が別に定める約款により(2)②に定める割引の適用に関する契約(以下「コーポレート契約」という。)を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう(以下同じ。)

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関越特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「関越特別区間」とあるのは、関越自動車道新潟線の水上市インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道6号(仙台東部道路)(以下「仙台東部道路」という。)、一般国道6号(仙台南部道路)(以下「仙台南部道路」という。)、一般国道7号(秋田自動車道(秋田外環状道路))(以下「秋田外環状道路」という。)、一般国道14号及び16号(京葉道路)(以下「京葉道路」という。)、一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))(以下「仙塩道路」という。)、一般国道47号(仙台北部道路)(以下「仙台北部道路」という。)、一般国道126号(千葉東金道路)(以下「千葉東金道路」という。)、一般国道409号及び468号(東京湾横断・木更津東金道路)(以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。))又は一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から山武市まで(あきる野インターチェンジを含む)))(以下「首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から山武市まで)」という。)が介在し、これらの道路と高速国道のみを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ

程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'、n、R及びR'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'：大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)のキロ程(単位：キロメートル)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'：大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税(以下「消費税」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した額に、消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値(以下「消費税率」という。)を乗じた額(以下「対距離制区間の消費税率を乗じた額」という。)を四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金算出方法の特例

A ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額の特例

ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、ロ) からハ) 及びホ) Aに定める方法により、それぞれ算出するものとする。ただし、この場合、利用1回に対して課する料金の額については、(ロ) ロ) の規定にかかわらず、転回の前後についてそれぞれ75円とする。

B 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からニ) A及びホ) Aに定める方法により算出した額とホ) Bに定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

C 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、東北横断自動車道酒田線の笹谷イン

ターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からハ) 及びホ) Aに定める方法により算出した額とホ) C (A) に定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

ホ) 料金の額の特例

A 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間(別添4の(B)に掲げる額(単位:円)に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。)の料金の額は、イ) からハ) の規定にかかわらず、別添4の(B)に掲げる額(単位:円)に、消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の1キロメートル当たりの料金の額が小さい車種(以下「下位車種」という。)の同一区間における料金の額を下回る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

B 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の料金の額の特例

十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ) 及び (ハ) イ) からニ) の規定にかかわらず、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
十勝清水インターチェンジから芽室インターチェンジまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから帯広ジャンクションまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから音更帯広インターチェンジまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから池田インターチェンジまで	904.762	1,047.620	1,190.477	1,523.810	2,523.810
十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,619.048	4,238.096
十勝清水インターチェンジから足寄インターチェンジまで	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,619.048	4,238.096
芽室インターチェンジから帯広ジャンクションまで	238.096	238.096	238.096	285.715	380.953
芽室インターチェンジから音更帯広インターチェンジまで	380.953	428.572	428.572	571.429	904.762
芽室インターチェンジから池田インターチェンジまで	809.524	904.762	1,000.000	1,333.334	2,142.858
芽室インターチェンジから本別インターチェンジまで	1,238.096	1,476.191	1,761.905	2,428.572	3,857.143
芽室インターチェンジから足寄インターチェンジまで	1,238.096	1,476.191	1,761.905	2,428.572	3,857.143
帯広ジャンクションから音更帯広インターチェンジまで	238.096	238.096	238.096	285.715	380.953
帯広ジャンクションから池田インターチェンジまで	666.667	714.286	809.524	1,047.620	1,619.048
帯広ジャンクションから本別インターチェンジまで	1,095.239	1,285.715	1,571.429	2,142.858	3,333.334

帯広ジャンクションから 足寄インターチェンジまで	1, 095. 239	1, 285. 715	1, 571. 429	2, 142. 858	3, 333. 334
音更帯広インターチェンジから 池田インターチェンジまで	428. 572	476. 191	571. 429	761. 905	1, 238. 096
音更帯広インターチェンジから 本別インターチェンジまで	857. 143	1, 047. 620	1, 333. 334	1, 857. 143	2, 952. 381
音更帯広インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	857. 143	1, 047. 620	1, 333. 334	1, 857. 143	2, 952. 381
池田インターチェンジから 本別インターチェンジまで	428. 572	571. 429	761. 905	1, 095. 239	1, 714. 286
池田インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	428. 572	571. 429	761. 905	1, 095. 239	1, 714. 286
本別インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	380. 953	428. 572	476. 191	619. 048	952. 381

C 東北横断自動車道酒田線の料金の額の特例

- (A) 笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間の料金の額については、
(ロ) 及び (ハ) イ) からニ) の規定にかかわらず、次表の額 (単位: 円) に消費税率
を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
笹谷インターチェンジから 関沢インターチェンジまで	145. 632	194. 175	194. 175	291. 263	533. 981

- (B) 湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額に
ついては、(ロ) 及び (ハ) イ) からニ) の規定にかかわらず、次表の額 (単位: 円)
に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

A) 酒田中央ジャンクション供用の日の前日まで

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから 庄内あさひインターチェンジまで	190. 477	190. 477	285. 715	333. 334	523. 810
庄内あさひインターチェンジから 鶴岡インターチェンジまで	285. 715	333. 334	380. 953	523. 810	809. 524
庄内あさひインターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	476. 191	571. 429	666. 667	904. 762	1, 428. 572
鶴岡インターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	190. 477	238. 096	285. 715	380. 953	619. 048
鶴岡ジャンクションから 庄内空港インターチェンジまで	190. 477	190. 477	238. 096	333. 334	523. 810
庄内空港インターチェンジから 酒田インターチェンジまで	142. 858	190. 477	190. 477	238. 096	428. 572
庄内空港インターチェンジから 酒田みなとインターチェンジまで	333. 334	428. 572	476. 191	619. 048	1, 047. 620
酒田インターチェンジから 酒田みなとインターチェンジまで	190. 477	238. 096	285. 715	380. 953	619. 048

B) 酒田中央ジャンクション供用の日から

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから 庄内あさひインターチェンジまで	190.477	190.477	285.715	333.334	523.810
庄内あさひインターチェンジから 鶴岡インターチェンジまで	285.715	333.334	380.953	523.810	809.524
庄内あさひインターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	476.191	571.429	666.667	904.762	1,428.572
鶴岡インターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	619.048
鶴岡ジャンクションから 庄内空港インターチェンジまで	190.477	190.477	238.096	333.334	523.810
庄内空港インターチェンジから 酒田インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	238.096	428.572
庄内空港インターチェンジから 酒田中央ジャンクションまで	238.096	285.715	285.715	380.953	666.667
酒田インターチェンジから 酒田中央ジャンクションまで	95.239	95.239	95.239	142.858	238.096
酒田中央ジャンクションから 酒田みなとインターチェンジまで	95.239	142.858	189.814	238.096	380.953

D 常磐自動車道の料金の額の特例

南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジまでの区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からニ)の規定にかかわらず、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
南相馬インターチェンジから 相馬インターチェンジまで	380.953	428.572	476.191	619.048	952.381

なお、浪江インターチェンジから南相馬インターチェンジまでの区間又は相馬インターチェンジから新地インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までとする。

ロ 均一制区間の料金の額

均一制区間は次表のとおりとし、1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

路線名	料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北海道縦貫自動車道 函館名寄線	札幌南インターチェンジから 札幌インターチェンジまで	291.263	388.350	388.350	533.981	922.331
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	札幌西インターチェンジから 札幌ジャンクションまで					

東北縦貫自動車道 弘前線	大泉インターチェンジから 川口ジャンクションまで	388.350	485.437	582.525	825.243	1,213.593
常磐自動車道	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで					
東関東自動車道 水戸線	三郷インターチェンジから 三郷南インターチェンジまで					

②本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（20）から（43）までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ 一般国道1号及び16号（横浜新道）（以下「横浜新道」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	原動機付 自転車
料 金	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981	48.544

（注）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「原動機付自転車」とあるのは、それぞれ別添1－2の自動車の車種区分をいう。

ロ 一般国道6号（東水戸道路）（以下「東水戸道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		ひたちなか
	水戸大洗	142.858
水戸南	142.858	285.715

普通車

		ひたちなか
	水戸大洗	142.858
水戸南	190.477	333.334

中型車

		ひたちなか
	水戸大洗	190.477
水戸南	190.477	380.953

大型車

		ひたちなか
	水戸大洗	285. 715
水戸南	285. 715	571. 429

特大車

		ひたちなか
	水戸大洗	428. 572
水戸南	476. 191	904. 762

ハ 仙台東部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額
(単位：円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

								仙台港北
							仙台港	47. 620
						仙台東	95. 239	142. 858
					仙台若林ジャンクション	97. 088	190. 477	238. 096
				名 取	97. 088	194. 175	285. 715	333. 334
			名取中央スマート	142. 858	238. 096	333. 334	428. 572	476. 191
		仙台空港	47. 620	194. 175	242. 719	339. 806	428. 572	476. 191
	岩 沼	97. 088	142. 858	242. 719	339. 806	436. 894	523. 810	571. 429
亘 理	95. 239	190. 477	190. 477	333. 334	428. 572	523. 810	619. 048	666. 667

普通車

								仙台港北
							仙台港	47. 620
						仙台東	142. 858	190. 477
					仙台若林ジャンクション	145. 632	285. 715	333. 334
				名 取	97. 088	242. 719	380. 953	428. 572
			名取中央スマート	142. 858	238. 096	380. 953	523. 810	571. 429
		仙台空港	95. 239	242. 719	339. 806	485. 437	619. 048	619. 048
	岩 沼	97. 088	190. 477	339. 806	436. 894	582. 525	714. 286	714. 286
亘 理	95. 239	190. 477	285. 715	380. 953	476. 191	619. 048	761. 905	809. 524

中型車

								仙台港北
							仙台港	95. 239
						仙台東	142. 858	238. 096
					仙台若林 ^{ｼﾞｬﾝｸﾞｼｮﾝ}	145. 632	285. 715	380. 953
				名 取	97. 088	242. 719	380. 953	476. 191
			名取中央ｽﾏｰﾄ	190. 477	285. 715	428. 572	571. 429	619. 048
		仙台空港	95. 239	242. 719	339. 806	485. 437	619. 048	714. 286
	岩 沼	97. 088	190. 477	339. 806	436. 894	582. 525	714. 286	809. 524
亘 理	95. 239	190. 477	285. 715	428. 572	523. 810	666. 667	809. 524	904. 762

大型車

								仙台港北
							仙台港	95. 239
						仙台東	190. 477	285. 715
					仙台若林 ^{ｼﾞｬﾝｸﾞｼｮﾝ}	242. 719	428. 572	523. 810
				名 取	145. 632	388. 350	571. 429	666. 667
			名取中央ｽﾏｰﾄ	238. 096	380. 953	619. 048	809. 524	904. 762
		仙台空港	142. 858	339. 806	485. 437	728. 156	904. 762	1, 000. 000
	岩 沼	145. 632	285. 715	485. 437	631. 068	873. 787	1, 095. 239	1, 142. 858
亘 理	142. 858	285. 715	428. 572	619. 048	761. 905	1, 000. 000	1, 190. 477	1, 285. 715

特大車

								仙台港北
							仙台港	142. 858
						仙台東	333. 334	476. 191
					仙台若林 ^{ｼﾞｬﾝｸﾞｼｮﾝ}	388. 350	714. 286	857. 143
				名 取	291. 263	679. 612	1, 000. 000	1, 142. 858
			名取中央ｽﾏｰﾄ	428. 572	714. 286	1, 095. 239	1, 428. 572	1, 571. 429
		仙台空港	238. 096	582. 525	873. 787	1, 262. 136	1, 571. 429	1, 714. 286
	岩 沼	291. 263	523. 810	873. 787	1, 165. 049	1, 553. 399	1, 857. 143	2, 000. 000
亘 理	238. 096	523. 810	714. 286	1, 095. 239	1, 380. 953	1, 761. 905	2, 095. 239	2, 238. 096

ニ 仙台南部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

			仙台南
			—
	長町	山田	
仙台若林ジャンクション・今泉	95.239	238.096	333.334

普通車

			仙台南
			—
	長町	山田	
仙台若林ジャンクション・今泉	95.239	333.334	428.572

中型車

			仙台南
			—
	長町	山田	
仙台若林ジャンクション・今泉	142.858	380.953	476.191

大型車

			仙台南
			—
	長町	山田	
仙台若林ジャンクション・今泉	190.477	523.810	666.667

特大車

			仙台南
			—
	長町	山田	
仙台若林ジャンクション・今泉	285.715	857.143	1,142.858

ホ 秋田外環状道路における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	285.715	333.334	380.953	571.429	904.762

へ 一般国道 7 号（秋田自動車道（琴丘能代道路））（以下「琴丘能代道路」という。）における 1 回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った額とする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	333.334	428.572	523.810	714.286	1,190.477

ト 一般国道 13 号（米沢南陽道路）（以下「米沢南陽道路」という。）における 1 回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った額とする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	238.096	285.715	333.334	476.191	809.524

チ 一般国道 13 号（湯沢横手道路）（以下「湯沢横手道路」という。）における各インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		横 手
	十文字	142.858
湯 沢	190.477	333.334

普通車

		横 手
	十文字	190.477
湯 沢	238.096	428.572

中型車

		横 手
	十文字	238.096
湯 沢	285.715	523.810

大型車

		横 手
	十文字	285.715
湯 沢	428.572	714.286

特大車

		横 手
	十文字	523.810
湯 沢	666.667	1,190.477

リ 京葉道路における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

区 間	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
A区間から A区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
A区間から B区間まで	231.800	231.800	231.800	347.700	811.300
B区間から B区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
C区間から C区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
C区間から D区間まで	231.800	231.800	231.800	347.700	811.300
C区間から E区間まで	347.700	347.700	347.700	521.550	1,216.950
C区間から F区間まで	463.600	463.600	463.600	695.400	1,622.600
D区間から D区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
D区間から E区間まで	231.800	231.800	231.800	347.700	811.300
D区間から F区間まで	347.700	347.700	347.700	521.550	1,216.950
E区間から E区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
E区間から F区間まで	231.800	231.800	231.800	347.700	811.300
F区間から F区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650

（注）A区間とは、江戸川区一之江町（起点）から船橋市海神町（京葉一期区間の終点）又は船橋市海神町（京葉二期区間の起点）までの区間をいう。

B区間とは、船橋市海神町（京葉二期区間の起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間をいう。

C区間とは、習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）までの区間をいう。

D区間とは、千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）から千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）までの区間をいう。

E区間とは、千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）から千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）までの区間をいう。

F区間とは、千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）から千葉市中央区浜野町（千葉南ジャンクション）までの区間をいう。

(イ) 戸塚支線（横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間をいう。以下同じ。）供用の日の前日まで

													馬堀海岸
												浦賀	－
											佐原	－	－
										衣笠	97.088	238.096	238.096
									横須賀	194.175	242.719	380.953	380.953
								逗子	97.088	291.263	339.806	476.191	476.191
							朝比奈	194.175	291.263	436.894	533.981	666.667	666.667
						並木	339.806	533.981	582.525	776.700	825.243	952.381	952.381
					堀口能見台	－	339.806	533.981	582.525	776.700	825.243	952.381	952.381
				金沢自然公園	－	－	194.175	388.350	436.894	631.068	679.612	809.524	809.524
			港南台	194.175	339.806	339.806	145.632	339.806	436.894	582.525	679.612	809.524	809.524
		日野	97.088	242.719	388.350	388.350	194.175	388.350	485.437	631.068	728.156	857.143	857.143
	別所	194.175	242.719	388.350	533.981	533.981	388.350	533.981	631.068	825.243	873.787	1,000.000	1,000.000
狩場	145.632	291.263	339.806	485.437	631.068	631.068	485.437	679.612	728.156	922.331	970.874	1,095.239	1,095.239

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	97.088	285.715	285.715
									横須賀	242.719	339.806	476.191	476.191
								逗子	97.088	339.806	388.350	571.429	571.429
							朝比奈	242.719	339.806	582.525	631.068	809.524	809.524
						並木	388.350	631.068	728.156	922.331	1,019.418	1,142.858	1,142.858
					堀口能見台	—	388.350	631.068	728.156	922.331	1,019.418	1,142.858	1,142.858
				金沢自然公園	—	—	194.175	436.894	533.981	728.156	825.243	952.381	952.381
			港南台	194.175	388.350	388.350	194.175	436.894	533.981	679.612	776.700	952.381	952.381
		日野	97.088	291.263	485.437	485.437	291.263	485.437	582.525	776.700	873.787	1,047.620	1,047.620
	別所	194.175	291.263	485.437	679.612	679.612	436.894	679.612	776.700	970.874	1,067.962	1,238.096	1,238.096
狩場	194.175	339.806	388.350	582.525	776.700	776.700	582.525	776.700	873.787	1,067.962	1,165.049	1,333.334	1,333.334

中 型 車

													馬場海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	97.088	333.334	333.334
									横須賀	291.263	388.350	571.429	571.429
								逗子	145.632	388.350	485.437	666.667	666.667
							朝比奈	291.263	436.894	679.612	776.700	952.381	952.381
						並木	436.894	679.612	825.243	1,067.962	1,165.049	1,333.334	1,333.334
					堀口能見台	—	436.894	679.612	825.243	1,067.962	1,165.049	1,333.334	1,333.334
				金沢自然公園	—	—	242.719	485.437	631.068	873.787	970.874	1,142.858	1,142.858
			港南台	242.719	436.894	436.894	242.719	533.981	631.068	873.787	970.874	1,190.477	1,190.477
		日野	97.088	291.263	485.437	485.437	291.263	582.525	679.612	970.874	1,067.962	1,238.096	1,238.096
	別所	242.719	339.806	533.981	728.156	728.156	533.981	825.243	922.331	1,213.593	1,262.136	1,476.191	1,476.191
狩場	194.175	388.350	485.437	679.612	873.787	873.787	679.612	970.874	1,067.962	1,359.224	1,456.311	1,619.048	1,619.048

大 型 車

												馬堀海岸	
											浦賀	—	
										佐原	—	—	
									衣笠	194.175	428.572	428.572	
								横須賀	388.350	533.981	809.524	809.524	
							逗子	194.175	533.981	679.612	952.381	952.381	
						朝比奈	388.350	582.525	922.331	1,067.962	1,333.334	1,333.334	
					並木	679.612	1,019.418	1,165.049	1,553.399	1,650.486	1,904.762	1,904.762	
				堀口能見台	—	679.612	1,019.418	1,165.049	1,553.399	1,650.486	1,904.762	1,904.762	
			金沢自然公園	—	—	388.350	728.156	873.787	1,262.136	1,359.224	1,619.048	1,619.048	
		港南台	388.350	679.612	679.612	291.263	679.612	825.243	1,213.593	1,310.680	1,619.048	1,619.048	
	日野	194.175	485.437	776.700	776.700	485.437	825.243	970.874	1,310.680	1,456.311	1,714.286	1,714.286	
	別所	339.806	485.437	776.700	1,067.962	1,067.962	728.156	1,116.505	1,262.136	1,650.486	1,747.573	2,000.000	2,000.000
狩場	291.263	533.981	679.612	1,019.418	1,310.680	1,310.680	970.874	1,310.680	1,504.855	1,844.661	1,990.292	2,238.096	2,238.096

特 大 車

													馬堀海岸
												浦賀	－
											佐原	－	－
									衣笠	242. 719	714. 286	714. 286	
							横須賀	631. 068	825. 243	1, 285. 715	1, 285. 715		
					逗子	291. 263	873. 787	1, 067. 962	1, 571. 429	1, 571. 429			
				朝比奈	679. 612	922. 331	1, 504. 855	1, 747. 573	2, 190. 477	2, 190. 477			
			並木	1, 116. 505	1, 747. 573	2, 038. 835	2, 621. 360	2, 815. 534	3, 238. 096	3, 238. 096			
		堀口能見台	－	1, 116. 505	1, 747. 573	2, 038. 835	2, 621. 360	2, 815. 534	3, 238. 096	3, 238. 096			
		金沢自然公園	－	－	533. 981	1, 165. 049	1, 456. 311	2, 038. 835	2, 233. 010	2, 666. 667	2, 666. 667		
		港南台	582. 525	1, 165. 049	1, 165. 049	485. 437	1, 165. 049	1, 407. 767	1, 990. 292	2, 184. 467	2, 666. 667	2, 666. 667	
	日野	194. 175	728. 156	1, 310. 680	1, 310. 680	679. 612	1, 310. 680	1, 601. 942	2, 184. 467	2, 378. 641	2, 809. 524	2, 809. 524	
	別所	533. 981	728. 156	1, 262. 136	1, 844. 661	1, 844. 661	1, 213. 593	1, 844. 661	2, 087. 379	2, 718. 447	2, 912. 622	3, 333. 334	3, 333. 334
狩場	388. 350	922. 331	1, 067. 962	1, 650. 486	2, 233. 010	2, 233. 010	1, 553. 399	2, 184. 467	2, 475. 729	3, 058. 253	3, 252. 428	3, 666. 667	3, 666. 667

(ロ) 戸塚支線供用の日から

軽自動車等

[illegible]

普通車

[illegible]

中型車

															馬場海岸	
														浦賀	—	
													佐原	—	—	
												衣笠	97.088	333.334	333.334	
											横須賀	291.263	388.350	571.429	571.429	
										逗子	145.632	388.350	485.437	666.667	666.667	
									朝比奈	291.263	436.894	679.612	776.700	952.381	952.381	
								戸塚	571.429	809.524	904.762	1,190.477	1,285.715	1,476.191	1,476.191	
							栄	95.239	476.191	714.286	857.143	1,095.239	1,190.477	1,380.953	1,380.953	
						公田	190.477	285.715	285.715	571.429	666.667	904.762	1,000.000	1,190.477	1,190.477	
					並木	380.953	571.429	619.048	333.334	571.429	714.286	952.381	1,047.620	1,238.096	1,238.096	
				堀口能見台	—	380.953	571.429	619.048	333.334	571.429	714.286	952.381	1,047.620	1,238.096	1,238.096	
			金沢自然公園	—	—	238.096	380.953	476.191	190.477	476.191	571.429	809.524	904.762	1,095.239	1,095.239	
		港南台	190.477	333.334	333.334	285.715	476.191	571.429	242.719	533.981	631.068	873.787	970.874	1,190.477	1,190.477	
	日野	97.088	238.096	428.572	428.572	380.953	523.810	619.048	291.263	582.525	679.612	970.874	1,067.962	1,238.096	1,238.096	
	別所	242.719	339.806	476.191	619.048	619.048	571.429	761.905	857.143	533.981	825.243	922.331	1,213.593	1,262.136	1,476.191	1,476.191
狩場	194.175	388.350	485.437	619.048	761.905	761.905	761.905	904.762	1,000.000	679.612	970.874	1,067.962	1,359.224	1,456.311	1,619.048	1,619.048

大型車

																馬場海岸
															浦賀	—
														佐原	—	—
													衣笠	194.175	428.572	428.572
												横須賀	388.350	533.981	809.524	809.524
											逗子	194.175	533.981	679.612	952.381	952.381
										朝比奈	388.350	582.525	922.331	1,067.962	1,333.334	1,333.334
									戸塚	714.286	1,095.239	1,238.096	1,619.048	1,714.286	2,000.000	2,000.000
								栄	190.477	571.429	952.381	1,095.239	1,476.191	1,619.048	1,857.143	1,857.143
							公田	285.715	380.953	380.953	761.905	904.762	1,238.096	1,380.953	1,666.667	1,666.667
						並木	523.810	714.286	857.143	476.191	809.524	952.381	1,333.334	1,428.572	1,714.286	1,714.286
					堀口能見台	—	523.810	714.286	857.143	476.191	809.524	952.381	1,333.334	1,428.572	1,714.286	1,714.286
				金沢自然公園	—	—	285.715	523.810	666.667	238.096	571.429	714.286	1,095.239	1,190.477	1,476.191	1,476.191
			港南台	285.715	476.191	476.191	380.953	619.048	761.905	291.263	679.612	825.243	1,213.593	1,310.680	1,619.048	1,619.048
		日野	194.175	333.334	571.429	571.429	523.810	714.286	857.143	485.437	825.243	970.874	1,310.680	1,456.311	1,714.286	1,714.286
	別所	339.806	485.437	666.667	857.143	857.143	809.524	1,000.000	1,142.858	728.156	1,116.505	1,262.136	1,650.486	1,747.573	2,000.000	2,000.000
狩場	291.263	533.981	679.612	857.143	1,095.239	1,095.239	1,000.000	1,238.096	1,380.953	970.874	1,310.680	1,504.855	1,844.661	1,990.292	2,238.096	2,238.096

特大車

																馬場海岸
															浦賀	—
														佐原	—	—
													衣笠	242.719	714.286	714.286
												横須賀	631.068	825.243	1,285.715	1,285.715
											逗子	291.263	873.787	1,067.962	1,571.429	1,571.429
										朝比奈	679.612	922.331	1,504.855	1,747.573	2,190.477	2,190.477
									戸塚	1,190.477	1,809.524	2,095.239	2,666.667	2,857.143	3,333.334	3,333.334
								栄	238.096	952.381	1,619.048	1,857.143	2,428.572	2,666.667	3,095.239	3,095.239
							公田	380.953	619.048	619.048	1,238.096	1,523.810	2,095.239	2,285.715	2,761.905	2,761.905
						並木	857.143	1,190.477	1,428.572	714.286	1,333.334	1,619.048	2,190.477	2,380.953	2,857.143	2,857.143
					堀口能見台	—	857.143	1,190.477	1,428.572	714.286	1,333.334	1,619.048	2,190.477	2,380.953	2,857.143	2,857.143
				金沢自然公園	—	—	476.191	857.143	1,095.239	333.334	952.381	1,190.477	1,809.524	2,000.000	2,476.191	2,476.191
			港南台	380.953	761.905	761.905	666.667	1,000.000	1,238.096	485.437	1,165.049	1,407.767	1,990.292	2,184.467	2,666.667	2,666.667
		日野	194.175	523.810	904.762	904.762	809.524	1,190.477	1,428.572	679.612	1,310.680	1,601.942	2,184.467	2,378.641	2,809.524	2,809.524
	別所	533.981	728.156	1,047.620	1,428.572	1,428.572	1,333.334	1,666.667	1,904.762	1,213.593	1,844.661	2,087.379	2,718.447	2,912.622	3,333.334	3,333.334
狩場	388.350	922.331	1,067.962	1,428.572	1,809.524	1,809.524	1,666.667	2,047.620	2,285.715	1,553.399	2,184.467	2,475.729	3,058.253	3,252.428	3,666.667	3,666.667

ル 仙塩道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

				利府中
			利府塩釜	47.620
		利府ジャンクション	47.620	95.239
	多賀城	47.620	95.239	142.858
仙台港北	47.620	95.239	142.858	190.477

普通車

				利府中
			利府塩釜	47.620
		利府ジャンクション	47.620	95.239
	多賀城	47.620	95.239	142.858
仙台港北	95.239	142.858	190.477	238.096

中型車

				利府中
			利府塩釜	95.239
		利府ジャンクション	47.620	142.858
	多賀城	47.620	95.239	190.477
仙台港北	95.239	142.858	190.477	285.715

大型車

				利府中
			利府塩釜	95.239
		利府ジャンクション	95.239	190.477
	多賀城	47.620	142.858	238.096
仙台港北	142.858	190.477	285.715	380.953

特大車

				利府中
			利府塩釜	190.477
		利府ジャンクション	142.858	333.334
	多賀城	95.239	238.096	428.572
仙台港北	238.096	333.334	476.191	666.667

ワ 一般国道４５号（百石道路）（以下「百石道路」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	97.088	145.632	194.175	242.719	388.350

ワ 仙台北部道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	190.477	238.096
利府ジャンクション	142.858	333.334	380.953

普通車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	238.096	285.715
利府ジャンクション	190.477	380.953	476.191

中型車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	285.715	333.334
利府ジャンクション	238.096	476.191	571.429

大型車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
		利府しらかし台	380.953
利府ジャンクション	333.334	666.667	761.905

特大車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
		利府しらかし台	619.048
利府ジャンクション	523.810	1,095.239	1,285.715

カ 千葉東金道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

						千葉東
					大 宮	100.000
				高 田	100.000	200.000
			中 野	100.000	200.000	300.000
		山 田	100.000	200.000	300.000	400.000
		東 金	—	100.000	200.000	300.000
		山武成東	285.715	—	380.953	476.191
松尾横芝	285.715	571.429	—	666.667	761.905	857.143

普通車

						千葉東
					大 宮	100.000
				高 田	100.000	200.000
			中 野	100.000	200.000	300.000
		山 田	100.000	200.000	300.000	400.000
		東 金	—	100.000	200.000	300.000
		山武成東	285.715	—	380.953	476.191
松尾横芝	285.715	571.429	—	666.667	761.905	857.143

中型車

							千葉東
						大 宮	100.000
					高 田	100.000	200.000
				中 野	100.000	200.000	300.000
			山 田	100.000	200.000	300.000	400.000
		東 金	—	100.000	200.000	300.000	400.000
	山武成東	285.715	—	380.953	476.191	571.429	666.667
松尾横芝	285.715	571.429	—	666.667	761.905	857.143	952.381

大型車

							千葉東
						大 宮	150.000
					高 田	150.000	300.000
				中 野	150.000	300.000	450.000
			山 田	150.000	300.000	450.000	600.000
		東 金	—	150.000	300.000	450.000	600.000
	山武成東	428.572	—	571.429	714.286	857.143	1,000.000
松尾横芝	428.572	857.143	—	1,000.000	1,142.858	1,285.715	1,428.572

特大車

							千葉東
						大 宮	350.000
					高 田	350.000	700.000
				中 野	350.000	700.000	1,050.000
			山 田	350.000	700.000	1,050.000	1,400.000
		東 金	—	350.000	700.000	1,050.000	1,400.000
	山武成東	1,000.000	—	1,333.334	1,666.667	2,000.000	2,333.334
松尾横芝	1,000.000	2,000.000	—	2,333.334	2,666.667	3,000.000	3,333.334

ヨ 一般国道１２７号（富津館山道路）（以下「富津館山道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

				富津竹岡
			富津金谷	95.239
		鋸南保田	95.239	190.477
		鋸南富山	95.239	190.477
富 浦	190.477	285.715	380.953	476.191

普通車

				富津竹岡
			富津金谷	142.858
		鋸南保田	142.858	238.096
		鋸南富山	95.239	238.096
富 浦	285.715	380.953	476.191	619.048

中型車

				富津竹岡
			富津金谷	190.477
		鋸南保田	142.858	285.715
		鋸南富山	142.858	285.715
富 浦	333.334	476.191	571.429	761.905

大型車

				富津竹岡
			富津金谷	238.096
		鋸南保田	190.477	428.572
		鋸南富山	190.477	380.953
富 浦	428.572	619.048	809.524	1,000.000

特大車

				富津竹岡
			富津金谷	380.953
		鋸南保田	333.334	714.286
		鋸南富山	285.715	619.048
富 浦	761.905	1,000.000	1,333.334	1,714.286

タ 一般国道２３３号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））（以下「深川・留萌自動車道」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	95.239	142.858	190.477	238.096	380.953

レ 一般国道２３５号（日高自動車道（苫東道路））（以下「日高自動車道」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	95.239	142.858	190.477	238.096	380.953

ソ 東京湾横断・木更津東金道路

（イ） 浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	2,285.715	2,857.143	3,428.572	4,714.286	7,857.143

ただし、ＥＴＣ車については、平成２６年４月１日から平成３６年３月３１日まで、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	1,455.848	1,782.310	2,108.772	2,843.312	4,638.853

（ロ） 木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	95.239
木更津金田	142.858	238.096

普通車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	142. 858
木更津金田	142. 858	285. 715

中型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	142. 858
木更津金田	190. 477	333. 334

大型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	238. 096
木更津金田	238. 096	476. 191

特大車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	380. 953
木更津金田	428. 572	809. 524

(ハ) 木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

							東 金
						大網白里スマート	238. 096
					茂 原 北	95. 239	333. 334
				茂原長柄スマート	142. 858	238. 096	476. 191
		茂原長南	142. 858	285. 715	380. 953	619. 048	
	市原鶴舞	238. 096	380. 953	523. 810	619. 048	857. 143	
木更津東	333. 334	571. 429	714. 286	857. 143	952. 381	1, 190. 477	
木更津ジャンクション	190. 477	523. 810	761. 905	904. 762	1, 047. 620	1, 142. 858	1, 285. 715

普通車

							東 金
						大網白里ｽﾏｰﾄ	285. 715
					茂 原 北	95. 239	380. 953
				茂原長柄ｽﾏｰﾄ	190. 477	285. 715	571. 429
			茂原長南	190. 477	380. 953	476. 191	761. 905
		市原鶴舞	285. 715	476. 191	666. 667	761. 905	1, 047. 620
	木更津東	428. 572	714. 286	904. 762	1, 095. 239	1, 190. 477	1, 476. 191
木更津ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	238. 096	666. 667	952. 381	1, 142. 858	1, 333. 334	1, 428. 572	1, 476. 191

中型車

							東 金
						大網白里ｽﾏｰﾄ	333. 334
					茂 原 北	142. 858	476. 191
				茂原長柄ｽﾏｰﾄ	238. 096	380. 953	666. 667
			茂原長南	238. 096	428. 572	571. 429	904. 762
		市原鶴舞	380. 953	571. 429	809. 524	952. 381	1, 238. 096
	木更津東	523. 810	904. 762	1, 095. 239	1, 333. 334	1, 476. 191	1, 619. 048
木更津ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	285. 715	809. 524	1, 190. 477	1, 380. 953	1, 619. 048	1, 619. 048	1, 619. 048

大型車

							東 金
						大網白里ｽﾏｰﾄ	428. 572
					茂 原 北	190. 477	619. 048
				茂原長柄ｽﾏｰﾄ	333. 334	523. 810	904. 762
			茂原長南	333. 334	619. 048	809. 524	1, 238. 096
		市原鶴舞	476. 191	809. 524	1, 095. 239	1, 285. 715	1, 714. 286
	木更津東	714. 286	1, 190. 477	1, 476. 191	1, 809. 524	2, 000. 000	2, 238. 096
木更津ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	380. 953	1, 095. 239	1, 571. 429	1, 857. 143	2, 190. 477	2, 238. 096	2, 238. 096

特大車

							東 金
						大網白里ｽﾏｰﾄ	714. 286
					茂 原 北	333. 334	1, 047. 620
				茂原長柄ｽﾏｰﾄ	523. 810	857. 143	1, 571. 429
			茂原長南	476. 191	1, 000. 000	1, 333. 334	2, 047. 620
		市原鶴舞	857. 143	1, 333. 334	1, 857. 143	2, 142. 858	2, 857. 143
	木更津東	1, 190. 477	2, 000. 000	2, 476. 191	3, 000. 000	3, 333. 334	4, 047. 620
木更津ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	666. 667	1, 857. 143	2, 666. 667	3, 142. 858	3, 666. 667	4, 000. 000	4, 095. 239

ツ 一般国道４６６号（第三京浜道路）（以下「第三京浜道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

					玉 川
				京浜川崎	48.544
			野 川	—	—
		都 筑	48.544	48.544	97.088
	港 北	48.544	97.088	97.088	145.632
保土ヶ谷	48.544	97.088	145.632	145.632	194.175

普通車

					玉 川
				京浜川崎	48.544
			野 川	—	—
		都 筑	48.544	97.088	145.632
	港 北	48.544	97.088	145.632	194.175
保土ヶ谷	97.088	145.632	194.175	194.175	242.719

中型車

					玉 川
				京浜川崎	48.544
			野 川	—	—
		都 筑	97.088	97.088	145.632
	港 北	97.088	145.632	145.632	194.175
保土ヶ谷	97.088	145.632	242.719	242.719	291.263

大型車

					玉 川
				京浜川崎	97.088
			野 川	—	—
		都 筑	97.088	145.632	194.175
	港 北	97.088	194.175	242.719	291.263
保土ヶ谷	145.632	194.175	291.263	339.806	388.350

特大車

				玉 川	
				京浜川崎	97.088
				野 川	—
		都 筑	145.632	242.719	339.806
港 北		145.632	291.263	388.350	485.437
保土ヶ谷	242.719	339.806	485.437	582.525	679.612

ネ 一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）（横浜市から藤沢市まで）（以下「首都圏中央連絡自動車道（横浜市から藤沢市まで）」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	238.096	285.715	333.334	476.191	809.524

ナ 首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額（以下「首都圏中央連絡自動車道の消費税率を乗じた額」という。）を、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

[illegible]

普通車

[illegible]

[illegible]

大型車

[illegible]

特大車

[illegible]

(注) 上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間は、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。なお、上記料金の額は、首都圏におけるシームレスな料金体系を導入するまでとする。

③消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額又は首都圏中央連絡自動車道の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合は、①イ（ハ）ハ）及び②ナの規定にかかわらず、対距離制区間の消費税率を乗じた額又は首都圏中央連絡自動車道の消費税率を乗じた額を切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

ロ 別添4の（A）に掲げるインターチェンジ相互間、①イ（ハ）ホ）のBからDに掲げる高速道路、均一制区間又は一般有料道路（②リを除く。）のうち、平成26年3月31日以前に供用されている区間について、①イ（ハ）ホ）、①ロ又は②に定める方法により算出した額と、平成26年3月31日時点の料金の額（以下「従前の額」という。）との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

④料金算定の特例

イ 複数経路の場合

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合には走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添3及び別添5に定めるキロ程により算出するものとする。

ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A + P) \times C$$

（注）この式において、A、P、Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：①イ（ハ）イ）Cのキロ程に基づき①及び③に定める方法により算出された額（単位：円）

P：仙台東部道路、仙台南部道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路又は首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の料金の額（単位：円）

C：周回走行回数

⑤料金調整

イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間及び一般有料道路において、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象

として、次の算式により算出する額に料金調整する。(次の(イ)及び(ロ)に該当する場合は除く。)

ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。(以下同じ。)なお、当該途中流出前又は再流入後に、東北横断自動車道酒田線の湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間、横浜新道、京葉道路のうち江戸川区一之江町(起点)から習志野市鷺沼(幕張インターチェンジ)までの区間、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間又は第三京浜道路の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

- (イ) 通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ(以下「D' インターチェンジ」という。)にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

- (ロ) 北海道横断自動車道黒松内北見線の小樽インタチェンジから札幌西インターチェンジまでの区間の一部又は全部を走行する場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円((2)④、⑦又は⑩で定める割引が適用される場合は、150円に当該割引率を乗じた額とする。)に消費税率を乗じ、四捨五入による10円単位の端数処理を行った額を控除した額に料金調整する。

- (注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位：円)

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位：円)

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位：円)

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位：円)

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位：円)

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位：円)

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、

①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）
（注２） $AD - (BD - CD) - AB$ による料金調整において、 $BD < CD$ となる場合
については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

ロ 集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率等

(イ) ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

東日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び (ロ) に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(ニ) 経過措置

平成26年3月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年4月1日時点で保有する有効期間内のポイントの累計数に、ポイントの累計数の7倍のポイントを別途付与する。また、平成26年3月31日以前の走行に対して平成26年4月1日以降に付与するポイントに、当該ポイントの7倍のポイントを別途付与する。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

イ) 高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

ロ) 京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額に対し次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

(ロ) 契約単位割引

イ) 高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

ロ) 京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自

動車1台当たりの月間平均利用額が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5パーセントの割引を行う。

③ ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

④ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）を通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間の各区間又は別添6に掲げる各高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑤ 平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び東日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。

東北縦貫自動車道弘前線と米沢南陽道路を、福島飯坂インターチェンジ（東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日から同ジャンクションとする。）を経由し連続して通行する場合。
東北中央自動車道相馬尾花沢線と米沢南陽道路を、山形上山インターチェンジ（東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。）。
東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（２会社及び東日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間及び関越特別区間のキロ程と別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＤ（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路のキロ程とを合算したキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添５に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が４回以下の場合を除く。

（イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートル以内の区間等

対距離制区間、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）又は別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＤ（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

１００－Ｗ（単位：パーセント）

（注）上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ：月間適用回数が５回から９回までの場合は３０。月間適用回数が１０回以上の場合は５０。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうちＤに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$

（注）上記式においてＸ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

（ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちA、B又はD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times (L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) + X \times Z \div (Y + Z)$

（注）上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

（ハ）対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（イ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（イ）の定めにより算出した額とする。

$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100))$

$$\times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 、 W 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'1$: 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'2$: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちA、B又はD(久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちC、D(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。)、E又はFに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'1$: 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'2$: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

W : 月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式において X 、 Y 、 Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

Z : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ の別に 10 円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 d 、 L 、 $L' 1$ 、 $L' 2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R' 1$ 、 $R' 2$ 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が 100 キロメートル以下の場合は 1。対距離制区間のキロ程が 100 キロメートルを超え、200 キロメートル以下の場合は、25 を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75 を加算した値。対距離制区間が 200 キロメートルを超える場合は、35 を対距離制区間のキロ程で除し、0.7 を加算した値。

d : (ロ) に定める計算式により算出した値を 100 で除した値

L : 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

$L' 1$: 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

$L' 2$: 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : (1) ①イ (ハ) ホ C (A) に定める料金の額又は別添 6 のうち A、B 若しくは D（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P' : 別添 6 のうち C、D（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）、E 又は F に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R : 普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

$R' 1$: 関越特別区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

$R' 2$: 大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添 6 のうち D に掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times d + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times d + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式において X 、 Y 、 Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

⑥平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）、かつ、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び東日本高速道路株式会社が別に定める者が実施する平日朝夕割引（コーポレート契約）を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、⑤イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（2会社及び東日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり、算出する。

（イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

100－W（単位：パーセント）

（注）上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

（注）上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間の

うち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100$ （単位：パーセント）

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちA、B又はD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times (L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) + X \times Z \div (Y + Z)$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - W \div 100) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 L 、 $L' 1$ 、 $L' 2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R' 1$ 、 $R' 2$ 、 W 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L' 1$: 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L' 2$: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちA、B又はD(久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちC、D(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。)、E又はFに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R' 1$: 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R' 2$: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

W : 月間適用回数(コーポレート契約)が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数(コーポレート契約)が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合は50。

t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式において X 、 Y 、 Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

Z : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ の別に 10 円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 d 、 L 、 $L' 1$ 、 $L' 2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R' 1$ 、 $R' 2$ 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が 100 キロメートル以下の場合は 1。対距離制区間のキロ程が 100 キロメートルを超え、200 キロメートル以下の場合は、25 を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75 を加算した値。対距離制区間が 200 キロメートルを超える場合は、35 を対距離制区間のキロ程で除し、0.7 を加算した値。

d : (ロ) に定める計算式により算出した値を 100 で除した値

L : 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

$L' 1$: 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

$L' 2$: 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : (1) ①イ (ハ) ホ C (A) に定める料金の額又は別添 6 のうち A、B 若しくは D（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P' : 別添 6 のうち C、D（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）、E 又は F に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R : 普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

$R' 1$: 関越特別区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

$R' 2$: 大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添 6 のうち D に掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times d + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times d + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式において X 、 Y 、 Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ハ その他

本割引は、東日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。

⑦休日割引

イ 割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び平成２６年４月２８日に高速国道又は別添６のうちＡ、Ｂ、Ｄ（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）若しくはＥに掲げる高速道路を通行する（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）ＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率等

（イ）普通区間等

割引率は３０パーセント（平成２６年４月１日から平成２６年６月３０日までの割引率は５０パーセント）とし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）並びに別添６のうちＡ、Ｂ、Ｄ（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）及びＥに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の各区間又は別添６のうちＡ、Ｂ、Ｄ（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）若しくはＥに掲げる各高速道路の別に割引率を乗じて算出することとし、それぞれの割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添６のうちＤに掲げる高速道路においてのみ、下記の計算式により算出した額とし、当該算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

（注）上記式においてＷ、Ｘ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｗ：３０（ただし、平成２６年４月１日から平成２６年６月３０日までは５０）

Ｘ：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｙ：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｚ：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

（ロ）対距離制の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - W \div 100) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - W \div 100) + L' 2 R' 2))$

$+150 \times (1 - W \div 100) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：(1) ①イ（ハ）ホ C（A）に定める料金の額又は別添6のうちA、B、D（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）若しくはEに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちC、D（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）又はFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：30（ただし、平成26年4月1日から平成26年6月30日までは50）

t：消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、上記式については、 $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

⑧首都圏中央連絡自動車道における割引

イ 割引をする自動車

E T C車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（１）②ナに定める首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の料金の額を減じるものとする。

軽自動車等

[illegible]

普通車

[illegible]

中型車

[illegible]

大型車

[illegible]

特大車

[illegible]

(注) 上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間は、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引（2会社が実施する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

⑨首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

（イ）から（ハ）に掲げる各インターチェンジ相互間を通行するETC車。ただし、東北縦貫自動車道弘前線の加須インターチェンジ、関越自動車道新潟線の東松山インターチェンジ、常磐自動車道の土浦北インターチェンジ又は東関東自動車道水戸線の佐原香取インターチェンジを通行する場合を除く。なお、インターチェンジはニに定めるところによる。

（イ）ニに定めるAインターチェンジとBインターチェンジ及びEインターチェンジ相互間

（ロ）ニに定めるBインターチェンジとCインターチェンジ相互間

（ハ）ニに定めるBインターチェンジとDインターチェンジ相互間

ロ 割引額

割引額は150円（イ（ロ）に掲げるインターチェンジ相互間の通行については300円。）とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

ニ 対象インターチェンジ

A インターチェンジ	東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジから大栄インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び成田国際空港線の新空港インターチェンジ
B インターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の日の出インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
C インターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ
D インターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

E インターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジ並びに中日本高速道路株式会社が管理する一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジ・八王子西スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ
------------	--

⑩一般国道４０９号及び４６８号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引

イ 割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するＥＴＣ車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとする。

車 種	割引額
軽自動車等	930
普通車	1,120
中型車	1,320
大型車	1,750
特大車	2,810

ハ 適用する期間

平成２６年４月１日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑪障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和４８年９月２７日児発第７２５号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T C パーソナルカードと車載器をともに使用する場合には限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑫乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑬乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために横浜新道、横浜横須賀道路、第三京浜道路又は京葉道路及び千葉東金道路の各インターチェンジ相互間を通行する別添1-1又は別添1-2に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑭割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から④及び⑦から⑫に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑤と①、③、④又は⑦から⑩までの割引相互間における重複適用関係

（イ）⑤と①又は③は、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

（ロ）⑤と④、⑦から⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。ただし、⑤ロの（イ）から（ハ）により算出した額が、⑧又は⑨の割引を適用した額より低い場合には、⑧又は⑨の割引を適用した額から⑤ロの（イ）から（ハ）により算出した額を差し引いた額を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

ニ ⑥と②、④、⑦から⑩まで又は⑫の割引相互間における重複適用関係

（イ）⑥と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：⑥の割引前の料金の額

B：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑥ロの（イ）から（ハ）で算出した料金の額

（ロ）⑥と⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引適用後に、⑫の割引を適用する。

（ハ）⑥と④又は⑦の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引は適用しないものとする。

（二）⑥と⑧又は⑨の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑮企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ、公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（３）高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（４）東日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道（均一制区間を除く。）を連続して通行する場合の料金の額は、（１）①イ（ハ）イ Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の１キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を１回の利用としたう

えで、また（１）②ナについて、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を１回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和３１年法律第７号）第３条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

（５）その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

２．料金の徴収期間

平成１８年４月１日から平成６２年８月２７日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第 3 条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が 1 のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2 車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下で車両総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 2 9 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに定める値以下かつ 4 車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で車軸数が 3 以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項に定める限度以下で、車軸数が 4 のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3 車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 2 9 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2 車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車（4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第 3 条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が 1 のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2 車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下で車両総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 2 9 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下及び車両総重量 2 5 トン以下で 4 車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上のもので車軸数が 3 以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和 3 6 年建設省令第 2 8 号）第 1 条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで（第 2 号イを除く。）に定める限度以下で車軸数が 4 のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3 車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 2 9 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2 車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車 （4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
原動機付自転車		法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車

大都市近郊区間

路 線 名	区 間
東北縦貫自動車道 弘前線	川口ジャンクションから 加須インターチェンジまで
関越自動車道 新潟線	中央ジャンクション・東八道路インターチェンジから 東松山インターチェンジまで
常磐自動車道	三郷インターチェンジから 谷田部インターチェンジまで
東関東自動車道 水戸線	三郷南インターチェンジから 成田インターチェンジまで
成田国際空港線	成田インターチェンジから 新空港インターチェンジまで

北海道縦貫自動車道函館名寄線（大沼公園・札幌南間、札幌・士別釧路間）

[illegible]

北海道横断自動車道黒松内釧路線（余市・札幌西間、千歳東底ジャンクション・本別間）

北海道横断自動車道黒松内北見線（本別ジャンクション・足寄間）

	足寄
本別	14.8
池田	30.4

[illegible]

	青森										黒石										大鰐										浪岡									
	9.9										23.9										88.8										11.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8										62.9										88.8										11.9									
	62.9										88.8										11.9										23.9									
	88.8										11.9										23.9										48.8									
	11.9										23.9										48.8										62.9									
	23.9										48.8										62.9										88.8									
	48.8																																							

[illegible]

		浪岡	青森
青森東	青森中央	15.9	—
	9.5		

[illegible][illegible]

							酒田
						酒田中央	みなと
					酒田	7.0	
				庄内		4.9	11.9
			鶴岡	空港	7.1	12.0	19.0
					9.3	16.4	21.3
			鶴岡	7.0	10.3	17.4	22.3
		庄内	—	—	10.3	17.4	21.3
				—	24.2	31.3	36.2
				—	34.1	41.2	46.1
湯殿山					9.9	23.8	53.1

[illegible]

[illegible]

南陽 高邑	上山		山形 上山	山形 中央	山形北	寒河江	天童	東根
	15.3		9.1	10.4	9.7	11.6	13.1	5.0
			24.4				11.2	
							11.7	16.7
							22.1	27.1
			19.5				31.2	36.2
			34.8				46.5	51.5

[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible]

			更埴	更埴 ジャンクション
		碓氷	—	0.9
	麻績	スマート	—	—
安曇野	23.2	7.3	18.6	19.5
		30.5	41.8	42.7

北陸自動車道（新潟空港・朝日間）

																			朝日	
																			観不知	
																			高尾川	
																			12.5	
																			17.3	
																			12.5	
																			27.1	
																			44.4	
																			59.5	
																			69.3	
																			73.7	
																			82.3	
																			91.6	
																			103.0	
																			114.9	
																			125.6	
																			143.1	
																			159.3	
																			175.5	
																			194.2	
																			201.6	
																			203.4	
																			205.6	
																			207.6	
																			209.3	
																			210.7	
																			211.9	
																			212.9	
																			213.7	
																			214.3	
																			214.8	
																			215.1	
																			215.3	
																			215.5	
																			215.7	
																			215.9	
																			216.1	
																			216.3	
																			216.5	
																			216.7	
																			216.9	
																			217.1	
																			217.3	
																			217.5	
																			217.7	
																			217.9	
																			218.1	
																			218.3	
																			218.5	
																			218.7	
																			218.9	
																			219.1	
																			219.3	
																			219.5	
																			219.7	
																			219.9	
																			220.1	
																			220.3	
																			220.5	
																			220.7	
																			220.9	
																			221.1	
																			221.3	
																			221.5	
																			221.7	
																			221.9	
																			222.1	
																			222.3	
																			222.5	
																			222.7	
																			222.9	
																			223.1	
																			223.3	
																			223.5	
																			223.7	
																			223.9	
																			224.1	
																			224.3	
																			224.5	
																			224.7	
																			224.9	
																			225.1	
																			225.3	
																			225.5	
																			225.7	
																			225.9	
																			226.1	
																			226.3	
																			226.5	
																			226.7	
																			226.9	
																			227.1	
																			227.3	
																			227.5	
																			227.7	
																			227.9	
																			228.1	
																			228.3	
																			228.5	
																			228.7	
																			228.9	
																			229.1	
																			229.3	
																			229.5	
																			229.7	
																			229.9	
																			230.1	
																			230.3	
																			230.5	
																			230.7	
																			230.9	
																			231.1	
																			231.3	
																			231.5	
																			231.7	
																			231.9	
																			232.1	
																			232.3	
																			232.5	
																			232.7	
																			232.9	
																			233.1	
																			233.3	
																			233.5	
																			233.7	
																			233.9	
																			234.1	
																			234.3	
																			234.5	
																			234.7	
																			234.9	
																			235.1	
																			235.3	
																			235.5	
																			235.7	
																			235.9	
																			236.1	

成田国際空港線（成田・新空港間）

		新空港
成田	成田 スマート	2.6
	—	3.9

別添 4

北海道縦貫自動車道函館名寄線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
登別室蘭から登別東まで	339.806	—	—	—	—
白老から苫小牧西まで	436.894	—	—	—	—
苫小牧東から千歳まで	—	—	485.437	—	—
千歳から恵庭まで	291.263	339.806	—	—	—
北広島から札幌南まで	—	242.719	242.719	291.263	436.894
札幌から江別西まで	242.719	291.263	291.263	—	—
江別東から岩見沢まで	436.894	—	—	—	—
三笠から美唄まで	339.806	—	—	—	—
美唄から奈井江砂川まで	—	485.437	485.437	—	—
滝川から深川まで	485.437	—	—	—	—

北海道横断自動車道黒松内釧路線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
小樽から朝里まで	—	—	—	242.719	—

東北縦貫自動車道弘前線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
川口ジャンクションから岩槻まで	—	436.894	485.437	—	—
浦和から岩槻まで	242.719	291.263	291.263	—	—
岩槻から久喜まで	485.437	—	619.048	—	—
久喜から羽生まで	436.894	—	—	—	—
加須から館林まで	—	436.894	485.437	—	—
羽生から館林まで	—	291.263	—	—	—
羽生から佐野藤岡まで	436.894	—	—	—	—
館林から佐野藤岡まで	291.263	339.806	—	—	—
鹿沼から宇都宮まで	339.806	436.894	436.894	—	—
矢吹から須賀川まで	—	—	485.437	—	—
須賀川から郡山まで	485.437	—	—	—	—
郡山南から郡山まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
郡山南から本宮まで	436.894	—	—	—	—
郡山から本宮まで	242.719	291.263	291.263	—	—
福島飯坂から国見まで	339.806	—	—	—	—
白石から村田まで	—	436.894	485.437	—	—
仙台南から仙台宮城まで	—	—	291.263	339.806	—
仙台宮城から泉まで	—	485.437	485.437	—	—
泉から大和まで	339.806	—	—	—	—
大和から古川まで	485.437	—	—	—	—
一関から平泉前沢まで	339.806	436.894	436.894	—	—
水沢から北上金ヶ崎まで	—	339.806	388.350	485.437	—
水沢から北上江釣子まで	436.894	—	—	—	—
北上金ヶ崎から北上江釣子まで	—	291.263	—	—	—
花巻南から花巻まで	242.719	291.263	291.263	—	—
紫波から盛岡南まで	339.806	—	—	—	—
紫波から盛岡まで	485.437	—	—	—	—
鹿角八幡平から十和田まで	—	—	485.437	—	—
碓ヶ関から大鰐弘前まで	339.806	436.894	485.437	619.048	1,000.000

大鰐弘前から黒石まで	291.263	339.806	339.806	—	761.905
大鰐弘前から浪岡まで	—	—	761.905	—	—
黒石から浪岡まで	339.806	436.894	436.894	—	1,000.000
黒石から青森まで	—	—	857.143	—	—
浪岡から青森まで	339.806	436.894	436.894	—	904.762

東北縦貫自動車道弘前線と東北横断自動車道釜石秋田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北上金ヶ崎から北上西まで	—	436.894	—	—	—

東北縦貫自動車道弘前線と東北横断自動車道酒田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
村田から宮城川崎まで	388.350	—	—	—	—

東北縦貫自動車道弘前線と東北横断自動車道いわき新潟線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
郡山から磐梯熱海まで	—	—	485.437	—	—
本宮から郡山東まで	339.806	388.350	—	—	—

東北縦貫自動車道八戸線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
浄法寺から一戸まで	—	—	485.437	—	—
一戸から九戸まで	339.806	—	—	—	—
南郷から八戸まで	—	—	436.894	—	—

東北横断自動車道酒田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
宮城川崎から笹谷まで	—	—	485.437	—	—
宮城川崎から関沢まで	—	—	485.437	—	—
笹谷から山形蔵王まで	—	—	—	436.894	—
山形蔵王から山形北まで	—	—	—	388.350	—

東北横断自動車道いわき新潟線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
磐梯熱海から猪苗代磐梯高原まで	485.437	—	—	—	—

東北横断自動車道いわき新潟線と常磐自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
いわき三和からいわき中央まで	388.350	—	—	—	—

東北横断自動車道いわき新潟線と北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新潟中央から新潟亀田まで	—	—	—	291.263	—

関越自動車道新潟線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
練馬・目白通りから所沢まで	339.806	—	—	—	—
本庄児玉から藤岡まで	339.806	—	—	—	—
前橋から渋川伊香保まで	339.806	—	—	—	—
渋川伊香保から赤城まで	—	339.806	339.806	—	—
赤城から沼田まで	—	485.437	—	—	—
沼田から月夜野まで	—	—	—	339.806	485.437
湯沢から塩沢石打まで	291.263	339.806	339.806	—	—
塩沢石打から六日町まで	339.806	—	—	—	—
堀之内から越後川口まで	—	—	388.350	485.437	—
越後川口から小千谷まで	—	339.806	339.806	—	—
小千谷から長岡まで	436.894	—	—	—	—

関越自動車道上越線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
吉井から下仁田まで	436.894	—	—	—	—
富岡から下仁田まで	—	291.263	—	—	—
下仁田から松井田妙義まで	339.806	—	—	—	—
佐久から小諸まで	339.806	—	—	—	—
小諸から東部湯の丸まで	—	291.263	—	—	—
東部湯の丸から上田菅平まで	291.263	—	—	—	—

常磐自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷から柏まで	388.350	—	—	—	—
流山から谷和原まで	436.894	—	—	—	—
谷田部から桜土浦まで	291.263	339.806	339.806	—	—
桜土浦から土浦北まで	—	339.806	339.806	—	—
土浦北から千代田石岡まで	—	339.806	339.806	—	—
千代田石岡から岩間まで	—	485.437	—	—	—
那珂から日立南太田まで	339.806	436.894	436.894	—	—
日立北から高萩まで	339.806	—	—	—	—
日立北から北茨城まで	485.437	—	—	—	—
高萩から北茨城まで	—	—	339.806	—	—
北茨城からいわき勿来まで	—	—	485.437	—	—
いわき勿来からいわき湯本まで	—	436.894	485.437	—	—
いわき湯本からいわき中央まで	291.263	339.806	339.806	—	—

東関東自動車道千葉富津線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千葉南ジャンクションから姉崎袖ヶ浦まで	485.437	—	—	—	—
姉崎袖ヶ浦から木更津西ジャンクションまで	—	—	436.894	—	—
木更津北から木更津西ジャンクションまで	194.175	—	—	—	—

東関東自動車道千葉富津線と東関東自動車道水戸線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
市原から千葉北まで	—	388.350	436.894	—	—

東関東自動車道水戸線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川・高谷ジャンクションから宮野木ジャンクションまで	436.894	485.437	485.437	761.905	1,380.953
湾岸市川・高谷ジャンクションから千葉北まで	—	—	761.905	—	—
湾岸千葉から宮野木ジャンクションまで	242.719	291.263	291.263	339.806	—
湾岸千葉から千葉北まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
湾岸千葉から四街道まで	436.894	—	—	—	—
湾岸千葉から佐倉まで	—	—	761.905	—	—
宮野木ジャンクションから佐倉まで	—	—	571.429	—	—
四街道から佐倉まで	242.719	291.263	291.263	—	—
四街道から富里まで	485.437	—	619.048	—	—
佐倉から富里まで	339.806	—	—	—	—
佐倉から成田まで	485.437	—	619.048	—	—
富里から大栄まで	485.437	—	—	—	—
富里から成田まで	242.719	291.263	291.263	—	—
大栄から潮来まで	485.437	—	—	—	—
佐原香取から潮来まで	291.263	339.806	339.806	—	—

東関東自動車道水戸線と成田国際空港線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
佐倉から新空港まで	—	—	761.905	—	—
富里から新空港まで	339.806	—	—	—	—

北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新潟亀田から新潟西まで	—	291.263	—	—	—
巻潟東から三条燕まで	—	—	436.894	—	—
中之島見附から長岡まで	—	436.894	485.437	—	—
西山から柏崎まで	339.806	—	436.894	—	—
柏崎から米山まで	—	—	485.437	—	—
米山から柿崎まで	339.806	—	—	—	—
柿崎から上越まで	485.437	—	—	—	—
能生から糸魚川まで	—	485.437	—	—	—
糸魚川から親不知まで	—	436.894	485.437	—	—

別添5 一般有料道路等のキロ程 (単位: キロメートル)

一般国道6号（東水戸道路）

		ひたちなか
水戸南	水戸大洗	4.8
	5.4	10.2

一般国道6号（仙台東部道路）

										仙台港北
									仙台港	1.7
							仙台東		3.5	5.2
					名取	仙台若林 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	4.4	7.9	9.6	9.6
			名取中央			3.0	7.4	10.9	12.6	12.6
		仙台空港	ｽﾏｰﾄ		4.4	7.4	11.8	15.3	17.0	17.0
	岩沼		2.3	6.7	9.7	14.1	17.6	19.3	19.3	19.3
亘理			3.3	5.6	10.0	13.0	17.4	20.9	22.6	22.6
	2.2		5.5	7.8	12.2	15.2	19.6	23.1	24.8	24.8

一般国道6号(仙台南部道路)

			山田	仙台南
		長町		—
	今泉		6.2	9.2
仙台若林ノックンシ		2.5	8.7	11.7
	1.2	3.7	9.9	12.9

一般国道7号（秋田自動車道（秋田外環状道路））

秋田北	昭和男鹿半島
	9.5

一般国道7号（秋田自動車道（琴丘能代道路））

琴丘森岳	八竜	能代南
	13.0	4.1 17.1

一般国道13号(湯沢横手道路)

		横手
	十文字	
湯沢		5.8
	7.7	13.5

一般国道14号及び16号（京葉道路）

							千葉南 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
					松ヶ丘	蘇我	1.6
				千葉東		3.0	4.6
			貝塚		1.3	4.3	5.9
		穴川	—	—	—	—	—
	宮野木		3.1	5.9	7.2	10.2	11.8
	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	2.5	5.6	8.4	9.7	12.7	14.3
武石		3.5	6.0	9.1	11.9	13.2	16.2
						16.2	17.8

一般国道45号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））

仙台港北	多賀城	利府ジャンクション	利府塩釜	利府中
				2.2
			1.6	3.8
			2.9	5.1
	2.7	4.0	5.6	7.8

一般国道45号(百石道路)

八戸北	下田百石
	5.2

一般国道47号(仙台北部道路)

		富谷ジヤンクシヨウ	富谷
	利府		1.7
利府ジヤンクシヨウ	しらかし台	6.6	8.3
	5.2	11.8	13.5

一般国道126号(千葉東金道路)

									千葉東
								大宮	3.2
				中野		高田		4.3	7.5
			山田			3.9		8.2	11.4
		東金			2.5	6.4		10.7	13.9
	山武成東		—		4.7	8.6		12.9	16.1
松尾横芝			—		13.4	17.3		21.6	24.8
	7.4	16.1	—		20.8	24.7		29.0	32.2

ただし、一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から山武市まで）の国道２９６号インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間が供用する日から次のとおりとする。

								千葉東
							大宮	
						高田		3.2
				中野			4.3	7.5
			山田			3.9		8.2
		東金			2.5		6.4	10.7
	山武成東		—		4.7		8.6	12.9
松尾横芝			—		13.4		17.3	21.6
		8.7	—					24.8
	7.0	15.7	—		20.4	24.3	28.6	31.8

一般国道127号(富津館山道路)

			富津金谷	富津竹岡
		鋸南保田		4.1
	鋸南富山		3.7	7.8
富浦		3.2	6.9	11.0
	8.2	11.4	15.1	19.2

一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))

深川ゾンクシヨウ	深川西
	4.4

一般国道235号（日高自動車道（苫東道路））

苦小牧東	沼ノ端西
	4.0

一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）（浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については東日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）

[illegible]

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から山武市まで）

															境古河															
															6.9															
															11.1															
															19.6															
															22.9															
															33.7															
															39.4															
															41.9															
															47.1															
															49.3															
															56.1															
															62.1															
															66.9															
あきる野	日の出			4.8	10.8	17.6	19.8	25.0	27.5	33.2	37.9	44.0	47.3	55.8	60.0	66.9														
		8.7		13.5	19.5	26.3	28.5	33.7	36.2	41.9	46.6	52.7	56.0	64.5	68.7	75.6														
	2.0	10.7	15.5	21.5	28.3	30.5	35.7	38.2	43.9	48.6	54.7	58.0	66.5	70.7	77.6															
															久喜白岡 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	3.3	11.8	12.7	16.0	22.9	39.4	41.9	47.1	49.3	56.1	62.1	66.9			
															幸手	8.5	12.7	16.0	22.9	39.4	41.9	47.1	49.3	56.1	62.1	66.9				
															五霞	4.2	11.1	19.6	22.9	33.7	39.4	41.9	47.1	49.3	56.1	62.1	66.9			
															桶川加納	4.7	10.8	14.1	22.6	26.8	33.7	39.4	41.9	47.1	49.3	56.1	62.1	66.9		
															桶川本	5.7	10.4	16.5	19.8	28.3	32.5	39.4	41.9	47.1	49.3	56.1	62.1	66.9		
															川島	2.5	8.2	12.9	19.0	22.3	30.8	35.0	41.9	47.1	49.3	56.1	62.1	66.9		
															坂戸	7.7	13.4	18.1	24.2	27.5	36.0	40.2	47.1	49.3	56.1	62.1	66.9			
															鶴ヶ島	2.2	7.4	9.9	15.6	20.3	26.4	29.7	38.2	42.4	49.3	56.1	62.1	66.9		
															圏央鶴ヶ島	6.8	9.0	14.2	16.7	22.4	27.1	33.2	36.5	45.0	49.2	56.1	62.1	66.9		
															狭山日高	10.8	17.6	19.8	25.0	27.5	33.2	37.9	44.0	47.3	55.8	60.0	66.9			
															入間	6.0	12.8	15.0	20.2	22.7	28.4	33.1	39.2	42.5	51.0	55.2	62.1	66.9		
															青梅	8.7	13.5	19.5	26.3	28.5	33.7	36.2	41.9	46.6	52.7	56.0	64.5	68.7	75.6	
															あきる野	2.0	10.7	15.5	21.5	28.3	30.5	35.7	38.2	43.9	48.6	54.7	58.0	66.5	70.7	77.6

															松尾横芝	
															9.4	
															15.6	
															18.5	
															24.4	
															28.2	
															32.8	
															38.8	
															44.8	
															50.7	
															56.8	
															58.3	
															62.6	
															73.1	
															82.0	
															91.1	
															98.0	
															102.2	
															110.7	
															114.0	
															120.1	
															124.8	
															130.5	
															133.0	
															138.2	
															140.4	
															147.2	
															153.2	
															158.0	
															166.7	
															168.7	

主要地方道 仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）

				鳴瀬奥松島
				6.8
				10.2
利府中	松島海岸	松島大郷	松島北	7.5
		4.1	3.4	14.3
	4.0	8.1	11.5	18.3

別添 6

A	一般国道 6 号（東水戸道路）
	一般国道 6 号（仙台東部道路）
	一般国道 6 号（仙台南部道路）
	一般国道 7 号（秋田外環状道路）
	一般国道 7 号（琴丘能代道路）
	一般国道 1 3 号（米沢南陽道路）
	一般国道 1 3 号（湯沢横手道路）
	一般国道 4 5 号（三陸自動車道（仙塩道路））
	一般国道 4 5 号（百石道路）
	一般国道 4 7 号（仙台北部道路）
	一般国道 1 2 6 号（千葉東金道路）
	一般国道 1 2 7 号（富津館山道路）
	一般国道 2 3 3 号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））
	一般国道 2 3 5 号（日高自動車道（苫東道路））
	一般国道 4 0 9 号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間
	一般国道 4 6 8 号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間
B	一般国道 4 0 9 号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間
C	一般国道 4 6 8 号（首都圏中央連絡自動車道）（横浜市から藤沢市まで）
D	一般国道 4 6 8 号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から山武市まで）
E	一般国道 1 6 号及び 4 6 8 号（横浜横須賀道路）
F	一般国道 1 4 号及び 1 6 号（京葉道路）のうち習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市中央区浜野町（千葉南ジャンクション）までの区間

別添 7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ										
大口	×	大口									
前納	×	×	前納								
深夜	○	○	○	深夜							
休日	○	○	○	×	休日						
圏全	○	○	○	×	×	圏央					
圏連	○	○	○	×	×	×	圏連				
一般	○	○	○	×	×	×	×	一般			
障害者	○	×	○	×	×	×	×	×	障害者		
路バス	×	○	×	○	○	○	○	○	×	路バス	

(注) 「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「休日」、「圏央」、「圏連」、「一般」、「障害者」、「路バス」、は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、休日割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、一般国道 4 0 9 号及び 4 6 8 号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、休日割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、一般国道 4 0 9 号及び 4 6 8 号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引
2	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引
3	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成26年 3月14日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 勢 山 廣 直

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長

廣 瀬 博